

現地災害対策本部所管区域及び構成機関

現地災害対策本部	所管区域	構成機関
横須賀三浦 現地災害 対策本部	横須賀市 鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター、横須賀県税事務所、鎌倉保健福祉事務所、鎌倉保健福祉事務所三崎センター、水産技術センター、東部漁港事務所、横須賀土木事務所、藤沢土木事務所、企業庁鎌倉水道営業所、教育局湘南三浦教育事務所、横須賀警察署、田浦警察署、横須賀南警察署、三崎警察署、葉山警察署、逗子警察署、鎌倉警察署、大船警察署
県央 現地災害 対策本部	相模原市 厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村	県央地域県政総合センター、相模原県税事務所、厚木県税事務所、厚木保健福祉事務所、厚木保健福祉事務所大和センター、かながわ労働センター県央支所、厚木土木事務所、厚木土木事務所東部センター、厚木土木事務所津久井治水センター、企業庁相模原水道営業所、企業庁相模原南水道営業所、企業庁津久井水道営業所、企業庁厚木水道営業所、企業庁海老名水道営業所、企業庁大和水道営業所、企業庁谷ヶ原浄水場、企業庁相模川水系ダム管理事務所、城山ダム管理事務所、企業庁相模川発電管理事務所、企業庁発電総合制御所、教育局県央教育事務所、厚木警察署、大和警察署、座間警察署、海老名警察署、相模原警察署、相模原南警察署、相模原北警察署、津久井警察署
湘南 現地災害 対策本部	平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市 秦野市 伊勢原市 寒川町 大磯町 二宮町	湘南地域県政総合センター、平塚県税事務所、藤沢県税事務所、県立スポーツセンター、平塚保健福祉事務所、平塚保健福祉事務所秦野センター、平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所、衛生研究所、西部漁港事務所、かながわ労働センター湘南支所、平塚土木事務所、藤沢土木事務所、厚木土木事務所、流域下水道整備事務所、企業庁藤沢水道営業所、企業庁茅ヶ崎水道営業所、企業庁平塚水道営業所、企業庁厚木水道営業所、企業庁寒川浄水場、企業庁水道水質センター、教育局湘南三浦教育事務所、教育局中教育事務所、藤沢警察署、藤沢北警察署、茅ヶ崎警察署、平塚警察署、大磯警察署、秦野警察署、伊勢原警察署
県西 現地災害 対策本部	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町	県西地域県政総合センター、小田原県税事務所、小田原保健福祉事務所、小田原保健福祉事務所足柄上センター、西部漁港事務所、県西土木事務所、県西土木事務所小田原土木センター、企業庁酒匂川水系ダム管理事務所（三保ダム管理事務所）、企業庁平塚水道営業所、教育局県西教育事務所、小田原警察署、松田警察署

## 災害時における放送要請に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第57条の規定に基づき、神奈川県知事が日本放送協会横浜放送局（以下「NHK横浜放送局」という。）に放送を行なうことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 神奈川県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、NHK横浜放送局に対し放送を行なうことを求めることができる。

(要請の手続き)

第3条 神奈川県知事は、NHK横浜放送局に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 NHK横浜放送局は、神奈川県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、神奈川県環境部防災消防課長およびNHK横浜放送局放送部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、神奈川県知事およびNHK横浜放送局が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和39年10月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和39年10月1日

神奈川県知事 内 山 岩太郎  
日本放送協会 秋 山 竹次郎  
横浜放送局長

(注) 県は同様の放送協定を(株)RFラジオ日本、(株)テレビ神奈川及び横浜エフエム放送(株)に対してもそれぞれ締結している。

(株)RFラジオ日本	39. 10. 8締結	連絡責任者	報道部長
(株)テレビ神奈川	47. 6. 9締結	連絡責任者	報道部長
横浜エフエム放送(株)	61. 4. 1締結	連絡責任者	報道課長

## 地震災害時における知事の談話

神奈川県民の皆さん、私は、県知事の黒岩です。

ただいま、県内で大きな地震が発生いたしました。

県は、地震発生と同時に災害対策本部を設置し、私は本部長として、県の総力をあげて、市町村と一体となって、応急対策に取り組んでおります。

県民の皆さん、地震で最も恐ろしいのは、津波と火災による被害の拡大です。

自宅や海岸にいて大津波警報や津波警報が発表された場合には、速やかに高いところに避難するとともに、警報が解除されるまで荷物を取りに戻ったり、様子を見るために海岸へ近寄ったりすることがないようにお願いします。

また、火災を出さないよう注意し、速やかに避難してください。

そして、家族や地域でお互いに助け合い、励まし合って、冷静に行動されるようお願いいたします。

県としても、その都度、情報を提供してまいりますので、デマや流言に惑わされないようお願いいたします。

## 災害時等における報道協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県知事（以下「甲」という。）が、神奈川県地域防災計画に基づき、災害対策本部、地震災害警戒本部を設置した場合またはこれに準じる事態が生じた場合（以下「災害時等」という。）において、神奈川県が行う災害応急対策または地震防災応急対策に対する〇〇〇〇（以下「乙」という。）の報道協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等に各種の混乱防止と被害の実状周知を図るため、次の事項に関する広報を行うにあたり、必要な場合には乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 気象、地象、水象に関する情報
- (2) 警戒宣言及び地震予知情報
- (3) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する情報
- (4) 消防、水防、その他の応急対策に関する情報
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する情報
- (6) 道路交通の情報
- (7) 交通機関に関する情報
- (8) 電気、ガス、水道、電話等のライフラインに関する情報
- (9) 医療及び避難に関する情報
- (10) その他神奈川県地域防災計画に定めるもの

(要請手続き)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他必要な事項

(報道の協力)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲の協力要請を受けたときは、迅速な報道等必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 乙は、報道等必要な措置を講じる際には、緊急通行車両等の通行を妨げることをないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、神奈川県防災局災害対策課長及び〇〇〇〇を連絡責任者とする。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 神奈川県知事 岡崎 洋  
乙 〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇

### 協定締結先一覧

協定締結先	連絡責任者名	締結年月日
朝日新聞社(株)横浜支局長	同左	平成8年10月1日
(株)毎日新聞社横浜支局長	同左	平成8年10月1日
(株)読売新聞社横浜支局長	同左	平成8年10月1日
(株)産業経済新聞社横浜総局長	同左	平成8年10月1日
(株)中日新聞東京本社(東京新聞)横浜支局長	同左	平成8年10月1日
(株)日本経済新聞社横浜支局長	同左	平成8年10月1日
(株)日刊工業新聞社横浜総局長	同左	平成8年10月1日
(株)日本工業新聞社横浜総局長	同左	平成8年10月1日
(社)共同通信社横浜支局長	同左	平成8年10月1日
(株)時事通信社横浜総局長	同左	平成8年10月1日
日本テレビ放送網(株)取締役社長	報道局社会部長	平成8年10月1日
(株)東京放送取締役社長	報道局ニュースセンター社会担当部長	平成8年10月1日
(株)フジテレビジョン取締役社長	横浜支局長	平成8年10月1日
全国朝日放送(株)取締役社長	報道局報道センター社会部長	平成8年10月1日
(株)テレビ東京取締役社長	報道局ニュース報道部長	平成8年10月1日
(株)ニッポン放送代表取締役社長	編成局報道部長	平成11年12月20日

災害時の災害広報計画推移表(県内最大震度震度6弱以上観測)

資料4-1-(16)  
(知事室、くらし安全防災局総務室)

凡例 ★:判断や実施の時期が特に重要な対応  
△:その他の主要な対応  
◎:新たに広報する情報  
◇:継続して広報する情報

		発災	1時間後	3~4時間後	6~7時間後	12時間後
県災害対策本部			★第1回災害対策本部会議		★第2回災害対策本部会議	★災害対策本部会議
		★職員の非常参集(設備)開始 ★災害対策本部設置、推定被害情報収集 ★ヘリコプター情報収集開始 ★保健医療調整本部	★情報収集、整理本格化 ★県内の応援要請(消防庁、警察、自衛隊) ★ヘリコプター情報収集開始 ★物資確保準備	★関係機関へ応援要請	★追加応援要請 ★救護班派遣、後方搬送準備	★救出活動調整 ★医療救護、搬送活動調整
災害広報		△報道機関からの情報提供要請が高まる △臨時記者室の設置 △広報対策会議の実施 △掲示板により情報提供	★「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、知事談話の放送を要請 ★放送機関に知事談話などの放送を要請 ◎発生した地震・津波に関する情報 ◎余震等、地震の発生に関する今後の見通し ◎津波の発生に関する情報 ◎余震対策に関する情報 ◎被災状況と応急対策の状況 ◎避難必要性の有無	★定期的に記者会見 △インターネットによる情報提供 ◎避難所の設置状況 ◎交通規制及び各輸送機関の運行状況 ◎ライフラインの状況 ◎医療機関の状況 ◎帰宅経路等の情報提供 ◇被災状況と情報提供 ◇余震等、地震発生に関する今後の見通し ◇余震対策に関する情報	◎食料、生活必需品の供給状況 ◎応急対策の状況 ◇避難所の設置状況 ◇交通規制及び各輸送機関の運行状況 ◇ライフラインの状況 ◇医療機関の状況 ◇帰宅経路等の情報提供 ◇医療機関の状況	◎防疫活動の状況 ◇交通規制及び各輸送機関の運行状況 ◇ライフラインの状況 ◇医療機関の状況 ◇食料、生活必需品の供給状況
	住民等避難	△住民、自主防災組織等による消火活動開始	△一部住民の避難開始	△延焼地区の住民避難	△延焼地区、その他周辺住民の避難継続	△対象地域住民の避難完了
備考	救護所		★救護所開設準備	★救護所の一部開設		★救護所活動本格化
	避難所		△避難所の開設	△避難所名簿の準備 △避難所内の備蓄物資配布開始 △一部給水開始	△避難所運営体制の確立 △避難所の本格運営開始 △備蓄物資避難所への到着開始	△物資調達本格化 △本格応急給水開始 △一部資源の到着 △物資の本格化

災害時の災害広報計画推移表(県内最大震度震度6弱以上観測)

凡例 ★:判断や実施の時期が特に重要な対応  
 △:その他の主要な対応  
 ◎:新たに広報する情報  
 ◇:継続して広報する情報

(時間経過)		24時間後	48時間後	72時間後	1週間後
県災害対策本部		★災害対策本部会議 ★救出活動調整 ★医療救援、搬送活動調整 ★臨時災害相談窓口設置	★災害対策本部会議 ★救出活動調整 ★医療救援、搬送活動調整	★災害対策本部会議 ★救出活動調整 ★医療救援、搬送活動調整	★災害対策本部会議 ★生活復旧の検討
災害広報		◎相談窓口の状況 ◇防疫活動の状況 ◇交通規制及び各種輸送機関の運行状況 ◇ライフラインの状況 ◇医療機関の状況 ◇食料、生活必需品の供給状況	◇交通規制及び各種輸送機関の運行状況 ◇ライフラインの状況 ◇医療機関の状況 ◇食料、生活必需品の供給状況 ◇相談窓口の状況	◇交通規制及び各種輸送機関の運行状況 ◇ライフラインの状況 ◇医療機関の状況 ◇食料、生活必需品の供給状況 ◇相談窓口の状況	◎融資等金融関連情報 ◇交通規制及び各種輸送機関の運行状況 ◇ライフラインの状況 ◇医療機関の状況 ◇食料、生活必需品の供給状況
備考	住民等避難	△一部住民が域外避難			
	救護所				
	避難所	△災害時要援護者向け対応本格化 △ボランティア避難所支援開始 △避難者名簿作成			
	物資調達	△物資の確保本格化			

## 災害対策基本法に基づく警察通信設備の優先利用等に関する協定

災害対策基本法（以下「法」という。）第57条に規定する通信設備の優先利用等に関して神奈川県警察本部長曾我力三（以下「甲」という。）と神奈川県知事内山岩太郎（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

### （範 囲）

第1 乙が、法第57条の規定に基づき、警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の利用又は使用」という。）することができる範囲は次のとおりとする。

1. 警察優先電話
2. 警察無線電話
3. 警察無線電信

### （通信内容）

第2 第1に基づき乙が利用又は使用する場合の内容は次のとおりとする。

1. 災害に関する予報若しくは警報の通知
2. 予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等

### （依頼の手続き）

第3 警察通信設備の利用又は使用の手続きについての窓口は県においては、環境部防災消防課長、県警察本部においては、警察部警備課長とし、依頼の手段は原則として、次の事項を書面にして申し出るものとする。ただし、緊急の場合は電話又は口頭によることができるものとする。

なお、県の出先機関から県知事への報告又は連絡のために前記設備を利用又は使用する場合は、出先機関の長と最寄りの警察署長をそれぞれの窓口とする。

- (1) 利用又は使用する通信設備の種類
  - (2) 利用又は使用する理由
  - (3) 通信の内容
  - (4) 発信者及び受信者
2. 前項の申込みを受けた警備課長は、その内容を警務課長その他の通信統制官等にすみやかに連絡するものとする。

### （承認及び通信順位）

第4 第3の2の規程に基づき、連絡を受けた警務課長その他の通信統制官は、その通信内容が緊急を要する場合においてその通信のための特別の必要があると認めるときは、その利用又は使用を承認するものとする。

この場合において、受付けた通信の取扱順位の決定は、警務課長その他の通信統制官等が通話の内容、受付け順位をしんしゃく決定するものとする。

(利用又は使用の場合)

第5 乙が警察通信設備を利用又は使用する場合は、極力自己の管理に係る通信手段を尽くした後において行うものとする。

(雑 則)

第6 本協定によるもののほか、特に必要が生じた場合は甲、乙協議の上決定するものとする。

附 則

昭和39年5月11日から施行する。

昭和39年5月11日

甲 神奈川県警察本部長 曾 我 力 三

乙 神奈川県知事 内 山 岩太郎

#### 了解事項

- 1 警察通信手段の利用又は使用の種類についての選択は、県警に任せる。
- 2 第3の依頼手段は、伝票式とする。(様式別添)
- 3 通知又は、要請を行う場合の連絡先を常に把握しておくため地域防災計画の中に市町村及び関係機関等の防災担当責任者を明確に定めること。
- 4 本協定に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは増設または、通信機器の貸与を行わないものとする。

## 神奈川県非常通信運用要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、災害時の県と市町村間の非常通信の円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 非常通信

災害時、一般公衆回線及び防災行政通信網が利用できない又は利用困難な場合に、他機関の自営通信システム等その他の手段を用いて行う通信のことをいう。

#### (2) 非常通信ルート

県とその他自営通信システムを保有する機関との間であらかじめ設定した災害時の通信ルートのことをいう。

### (非常通信ルート)

第3条 県と市町村間の非常通信ルートは、別表のとおりとする。

### (運用の原則)

第4条 非常通信の運用原則は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 非常通信の利用

県及び市町村は、災害時に一般公衆回線及び防災行政通信網が利用できない場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保を目的として非常通信を利用できる。

#### (2) 非常通信の内容

非常通信は、次の内容の通信に利用する。(①～③の順に優先される)

① 人命の救助に関するもの

② 県又は市町村が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの  
(被害状況把握、応援要請、前記に対する回答)

③ 鉄道、道路、電力、ガス設備、電話回線の被害状況及び応急復旧作業に関するもの

#### (3) 非常通信利用時の留意事項

上記の場合であっても、他機関の自営通信システムを利用する関係上、情報伝達内容は簡潔明瞭なものとし、本来業務への影響を最低限に抑えるものとする。

(通信の様式)

第5条 非常通信は、情報伝達内容を簡潔明瞭なものとするため、原則として別記第1号様式を使用する。

(非常通信訓練)

第6条 神奈川県安全防災局は、原則として次の各号のとおり非常通信訓練を実施する。ただし、全国非常通信訓練等が実施されるときは、それに替えるものとする。

- (1) 訓練日 奇数月10日(10日が土日祝日の場合は、順延して行う。)
- (2) 訓練時間 午前9時～12時
- (3) 対象市町村 毎回2～3市町村に、地理的条件等を考慮して協力を依頼する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、非常通信の運用に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成27年8月1日から施行する。

## 非 常 通 信 用 紙

宛先	機関名：		
発信人	発信日時 月 日 時 分	機関名：	
		（取扱者： ）	
通 報 文	発生日時：平成 年 月 日 時 分 災害種別：地震・洪水・火災・津波 被災地区： 被害状況： 要請内容：		
伝 達 経 路	1	受信( 時 分)・送信( 時 分)	機関名：  <div style="text-align: right;">（取扱者： ）</div>
	2	受信( 時 分)・送信( 時 分)	機関名：  <div style="text-align: right;">（取扱者： ）</div>
	3	受信( 時 分)・送信( 時 分)	機関名：  <div style="text-align: right;">（取扱者： ）</div>
	4	受信( 時 分)・送信( 時 分)	機関名：  <div style="text-align: right;">（取扱者： ）</div>

\* 各市区町村は都道府県をあて先とし、各都道府県はあて先を内閣府とし、中継依頼機関に送信すること。

\* 中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。

\* 受信時刻と送信時刻は、原則受信時刻については受信完了時刻、送信時刻については、送信開始時刻を記載すること。なお、使送の場合は、受信時刻は、使送者から通信文を受け取った時刻、送信時刻は、使送者が自機関を出発時刻を記載すること。

神奈川県非常通信ルート

別表

市町村	受付機関、中継機関		受信機関
	受付機関	中継機関	
横浜市	神奈川県警察本部	—	神奈川県 くらし安全 防災局
	使送		
川崎市	川崎警察署 東京電力パワーグリッド(株)川崎支社	神奈川県警察本部 東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社	
横須賀市	横須賀警察署 横須賀三浦地域県政総合センター 東京電力パワーグリッド(株)横須賀事務所	神奈川県警察本部 — 東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社	
平塚市	平塚警察署 湘南地域県政総合センター 平塚水道営業所	神奈川県警察本部 — 企業局水道部浄水課	
鎌倉市	鎌倉警察署 鎌倉水道営業所	神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課	
藤沢市	藤沢警察署 藤沢水道営業所 東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社	神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課 東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社	
小田原市	小田原警察署 県西地域県政総合センター(小田原合同庁舎)	神奈川県警察本部 —	
茅ヶ崎市	茅ヶ崎警察署 茅ヶ崎水道営業所	神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課	
逗子市	逗子警察署 寒川浄水場逗子分室	神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課	
相模原市	相模原警察署 東京電力パワーグリッド(株)相模原支社	神奈川県警察本部 東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社	
三浦市	三崎警察署 横須賀三浦地域県政総合センター	神奈川県警察本部 —	
秦野市	秦野警察署 東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	神奈川県警察本部 東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社	
厚木市	県央地域県政総合センター 厚木警察署 厚木水道営業所	— 神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課	
大和市	大和警察署 大和水道営業所 東京電力パワーグリッド(株)相模原支社	神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課 東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社	
伊勢原市	伊勢原警察署 寒川浄水場伊勢原分室	神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課	
海老名市	海老名警察署 海老名水道営業所	神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課	
座間市	座間警察署 大和水道営業所	神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課	
南足柄市	県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎) 松田警察署 大和警察署	— 神奈川県警察本部 神奈川県警察本部	
綾瀬市	海老名水道営業所 県央地域県政総合センター	企業局水道部浄水課 —	
葉山町	葉山警察署 寒川浄水場逗子分室	神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課	
寒川町	茅ヶ崎警察署 湘南地域県政総合センター 寒川浄水場	神奈川県警察本部 — 企業局水道部浄水課	

市町村	受付機関、中継機関		受信機関
	受付機関	中継機関	
大磯町	大磯警察署	神奈川県警察本部	神奈川県 くらし安全 防災局
	平塚水道営業所	企業局水道部浄水課	
二宮町	大磯警察署	神奈川県警察本部	
	平塚水道営業所	企業局水道部浄水課	
中井町	松田警察署	神奈川県警察本部	
	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社	
	県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎)	—	
大井町	県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎)	—	
	松田警察署	神奈川県警察本部	
松田町	松田警察署	神奈川県警察本部	
	県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎)	—	
山北町	県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎)	—	
	松田警察署	神奈川県警察本部	
開成町	県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎)	—	
	松田警察署	神奈川県警察本部	
箱根町	温泉地学研究所	—	
	平塚水道営業所 箱根水道センター	企業局水道部浄水課	
	湯河原町役場	—	
真鶴町	小田原警察署	神奈川県警察本部	
	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社	
湯河原町	真鶴町役場	—	
	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社	
愛川町	県央地域県政総合センター	—	
	厚木警察署	神奈川県警察本部	
	東京電力パワーグリッド(株)相模原支社	東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社	
清川村	厚木警察署	神奈川県警察本部	

## 災害時における相互協力に関する協定

神奈川県知事（以下「甲」という。）、神奈川エフエムネットワーク（以下「乙」という。）及び株式会社ニッポン放送（以下「丙」という。）は、神奈川県地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置した場合、又は設置が見込まれる場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害時における甲、乙及び丙の情報の相互提供、広報協力に係る相互連携協力について定め、もって災害時における広報力の強化を図ることを目的とする。

### （情報の相互提供）

第2条 甲は、乙及び丙に対し、必要と認めるときは、災害に関する情報を提供することとする。

2 乙及び丙は、必要と認めるときは、次の各号に定める情報について、相互に提供を求めることができる。ただし、これを強制してはならない。

- (1) 乙の保有する地域情報
- (2) 丙の保有する広域情報
- (3) その他災害に関する情報

3 乙を構成する各社（以下「乙の各社」という。）及び丙は、前項により情報の提供を求めるとき、個別に連絡を取り合うものとする。

4 乙の各社は別表のとおりとし、乙の各社に変更があった場合、又は乙の各社のサービス名に変更があった場合、乙は遅滞なく別表を修正し、甲及び丙に書面にて通知するものとする。

5 乙及び丙が放送した情報は、放送社のクレジットを付して乙及び丙が利用することができる。

6 乙を構成する神奈川新聞社について、第3項に定める「個別に連絡を取り合う」対象から除外し、神奈川新聞社が運営するニュースサイト「カナロコ」に掲載されている情報は、連絡を取らずにクレジットを付して乙及び丙が利用できるものとする。

### （出演者協力）

第3条 乙及び丙は、必要と認めるときは、前条第2項各号に定める情報を放送するため、相互に出演者の協力を求めることができる。ただし、これを強制してはならない。

2 乙及び丙は、前項により出演者の協力を求められた場合は、可能と認める範囲において、出演者の派遣を行うものとする。その際の条件等は、乙と丙で協議を行い、定めるものとする。

(平時の取組)

第4条 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、甲、乙及び丙が災害時に備えて行う訓練、研修及び必要な情報共有等に関し、平時から連携するよう努めるものとする。

(連絡体制)

第5条 甲、乙及び丙は、災害時等に本協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙丙それぞれの連絡体制に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(責任)

第6条 甲、乙及び丙が相互に入手した情報の放送について、責任は放送を実施した事業者（乙及び丙）が負うものとする。

(費用負担)

第7条 放送に係る費用は無償とする。但し、災害放送が長期に及ぶ場合や平時の啓発放送に係る費用は、別途協議により定めるものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙丙いずれからも申出のない場合は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。乙の各社は、それぞれ、本協定書の写し1通を保有する。

令和2年10月 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川エフエムネットワーク

乙 代表幹事

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1  
横浜エフエム放送株式会社

代表取締役社長 兒玉 智彦

丙 東京都千代田区有楽町1-9-3  
株式会社ニッポン放送

代表取締役社長 檜原 麻希

別表（第2条関係）

○ 乙を構成する各社

乙を構成する各社は、令和2年10月28日時点で次のとおり。

機関名	備考
大和ラジオ	
湘南平塚コミュニティ放送	
横須賀エフエム放送	
逗子・葉山コミュニティ放送	
かわさき市民放送	
エフエム熱海湯河原	
鎌倉エフエム放送	
藤沢エフエム放送	
エフエム戸塚	
エフエムさがみ	
横浜コミュニティ放送	
海老名エフエム放送	
FM湘南マジックウェイブ	
横浜マリンエフエム	
FM小田原	
神奈川新聞社	
横浜エフエム放送	乙 代表幹事

## 神奈川県下消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止するとともに火災の原因及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」という。）を実施し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

### (1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第1に定める区域に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行なうもの。

### (2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行なうもの。

### (3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行なうもの。

第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

第4条 特別応援の要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他

第5条 応援要請(覚知による自動出場を含む。)を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

- (1) 通常応援及び消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。
- (2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。
- (3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、災害地において行なった救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。
- (4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定。

この協定を証するため本書23通を作成し、記名押印の上各1通を保有する

ものとする。

昭和50年7月25日

附則

この協定の第2項第1号については、昭和56年8月25日から効力を生ずる。

(昭和56年8月25日締結)

附則

この協定は、平成2年7月1日から施行する。

(平成2年6月19日締結)

附則

この協定は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年4月13日締結)

附則

この協定は、平成16年8月20日から施行する。

(平成17年1月11日締結)

附則

この協定は、平成18年3月20日から施行する。

(平成18年3月20日締結)

附則

この協定は、平成18年8月18日から施行する。

(平成18年8月18日締結)

附則

この協定は、平成25年4月19日から施行する。

(平成25年4月19日締結)

附則

この協定は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年3月21日締結)

附則

この協定は、平成4年4月1日から施行する。

(令和4年3月23日締結)

## 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領

### 1 目的

この航空機特別応援実施要領（以下「要領」という。）は、神奈川県下消防相互応援協定第2条第3号の規定に基づき、災害発生地が他の市町による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「航空機特別応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑、かつ、迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

### 2 対象とする災害

航空機特別応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

### 3 航空機特別応援の種別

航空機特別応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場  
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場  
消火活動のための出場
- (3) 救助出場  
人名救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動含む。）
- (4) 救急出場  
救急患者搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場  
救援物資、資機材、人員等の搬送のための出場

### 4 航空機特別応援の担当区域

応援側市町の航空機特別応援担当区域は、別表1のとおりとする。ただし、災害発生地の消防長が複数のヘリ出場を必要と認めた場合又は応援側市町の航空機が出場できない場合は、この限りでない。

## 5 航空機特別応援の出場限定条件

航空機特別応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 出場時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、航空法（昭和27年7月15日法律第231号）の定めるところによる。

## 6 航空機特別応援の要請手続

- (1) 要請側市町の消防長は、航空機特別応援を必要とみとめた場合は、次の事項を応援側市町の消防長へ通報するものとする。

- ア 必要とする応援の種別及びその具体的内容
- イ 応援活動に必要な資機材等
- ウ 離発着可能な場所及び給油体制
- エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法
- オ 離発着場における資機材の準備状況
- カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- キ 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
- ク 気象の状況
- ケ ヘリの誘導方法
- コ その他必要な事項

- (2) 応援側市町の消防本部連絡先は、別表2のとおりとする。

- (3) 要請の通報事項は、電話、ファクシミリ等によって様式1により明確に連絡するものとともに、後日、正式文書を送付するものとする。

## 7 航空機特別応援の決定の通知

応援側市町の消防長は、前項の航空機特別応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、要請側市町の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

## 8 航空機特別応援の中断

応援側市町の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町の消防長は、要請側市町の消防長と協議して航空機特別応援を中断することができるものとする。

## 9 航空機特別応援の始期及び終期

- (1) 航空機特別応援は、(2) 及び (3) に定める場合を除きヘリが航空機特別応援の命を受けてヘリポートを出発したときに始まり、ヘリポートに帰投したときに終了するものとする。要請側市町により航空機特別応援の要請が撤回された場合も同様とする。

- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空機特

別応援出場すべき命令があったときは、そのときから航空機特別応援は始まるものとする。

- (3) ヘリが、航空機特別応援に出動中に前項の規定の基づき、航空機特別応援が中断され、応援側市町に復帰すべき命令があったときは、そのときをもって航空機特別応援は終了するものとする。

#### 10 航空機特別応援のための出場したヘリの指揮等

- (1) 航空機特別応援のための出場したヘリの指揮は、要請側市町の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町の消防本部の基地局及び災害現場の最高責任者と緊密な連絡をとるものとする。

#### 11 航空機特別応援に係る要請側市町の事前計画等

- (1) 要請側市町は、航空機特別応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする
- (2) 要請側市町の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
- ア 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等（様式2参照）
  - イ 燃料の補給体制
  - ウ 応援出場ヘリと要請側消防本部の通信連絡方法
  - エ 離発着場への職員の派遣
  - オ 応援に伴い生ずることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
  - カ 空中消火剤、救急救助資機材、隊員等の補給体制
  - キ その他必要と認める事項

- (3) 前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場（様式2）の位置図等を応援側市町へあらかじめ届出するものとする。

#### 12 応援側市町の情報提供

応援側市町の消防長は、新規にヘリを保有した場合若しくは更新した場合又は性能に、変更があった場合、その情報を様式3により各消防長へ情報提供するものとする。

#### 13 航空機特別応援に要する経費の負担区分

航空機特別応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員（ヘリの運航に必要な、運航責任者、運航安全管理者

及び運航管理要員を含む。)の出動手当、旅費、日当等經常経費については、要請側市町が負担するものとする。

(2) 応援中に発生した事故の処理に要する土地、建築、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町の負担とする。

ただし、応援側市町の重大な過失により発生した損害は、応援側市町の負担とする。

(3) 前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市町の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(4) 前3号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度要請側市町の消防長と応援側市町の消防長が協議し決定するものとする。

#### 14 ヘリ事故時の連絡

要請側市町の消防長は、応援出場ヘリに関する次の事故を覚知したときは、応援側市町の消防長に速やかに連絡するものとする。

- (1) 人の死傷に伴う事故
- (2) 航空機の重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

##### 附 則

この要領は、昭和57年5月12日から施行する。

##### 附 則

この要領は、昭和61年11月25日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成2年7月1日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成12年4月13日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

##### 附 則

この要領は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

別表 1

航空特別応援担当区域

応援側市町	担 当 区 域 (要請市町)
横浜市	川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町
川崎市	横浜市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町

※委託区域を含む。

別表 2

応援側市町の消防本部連絡先

応援側市町	連絡、要請窓口の名称	電話番号	電話ファクシミリ
横浜市	司令課	045-332-1351	045-331-5221
川崎市	指令課	044-223-2645	044-223-2654・2655

様式 1、様式 2 及び様式 3 省略

## 東京湾消防相互応援協定書

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、第2条に規定する各都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定都市)

第2条 この協定は、次に掲げる各都市の消防機関（以下「協定機関」という。）相互間において行うものとする。

- (1) 東京都（東京消防庁）
- (2) 川崎市（川崎市消防局）
- (3) 千葉市（千葉市消防局）
- (4) 横浜市（横浜市消防局）
- (5) 市川市（市川市消防局）

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 船舶、航空機、車両等の交通機関による大規模な火災又は危険物の流出事故
- (2) 大規模な危険物施設等の火災
- (3) その他前2号に準ずる大規模火災等

### 第2章 相互応援

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した都市（以下「発災都市」という。）の長又は消防長が次のいずれかに該当する場合に第2条に規定する都市（以下「応援都市」という。）の長又は消防長に行うものとする。

- (1) その災害が協定都市に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災都市の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため協定機関が保有する特殊の車両等及び資器材を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する車両等の種別、資器材の数量及び集結場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第5条 応援都市の長又は消防長（以下「応援都市の長」という。）が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか、応援を行うものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災都市の長又は消防長（以下「発災都市の長」という。）に通報するものとする。

(消火用資器材等の調達手配)

第6条 応援都市の長は、発災都市の長から消火用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、これが迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を発災都市の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、発災都市の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに発災都市の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第9条 発災都市の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援都市の長に通報するものとする。

### 第3章 連絡会議

(連絡会議)

第10条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要の都度協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第11条 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援要領の円滑化に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定都市間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防資器材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

### 第4章 経費負担

(経費負担)

第12条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

(1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災都市の負担とする。

(2) 第6条の規定に基づく経費は、発災都市の負担とする。ただし、応援都市の職員をして行う輸送、連絡等に要する経費は、応援都市の負担とする。

### 第5章 雑則

(実施細部)

第13条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、協定機関の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第14条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第15条 この協定を証するため正本5通を作成し、協定機関がそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成2年6月1日から効力を生ずる。
- 2 この協定の締結に伴い、昭和51年4月1日東京都、川崎市、千葉市及び横浜市間において締結した東京湾消防相互応援協定は効力を失う。

平成2年5月29日

東京消防庁消防長消防総監	中 條 永 吉
川 崎 市 市 長	高 橋 清
千 葉 市 市 長	松 井 旭
横 浜 市 市 長	高 秀 秀 信
市 川 市 市 長	高 橋 國 雄

附 則

- 1 この協定は、平成2年6月1日から効力を生ずる。
- 2 この協定の締結に伴い、昭和51年4月1日東京都、川崎市、千葉市及び横浜市間において締結した東京湾消防相互応援協定は効力を失う。

平成2年5月29日

東京消防庁消防長消防総監	中 條 永 吉
川 崎 市 市 長	高 橋 清
千 葉 市 市 長	松 井 旭
横 浜 市 市 長	高 秀 秀 信
市 川 市 市 長	高 橋 國 雄

附 則

この協定は、平成18年12月12日から効力を生ずる。

平成18年12月12日

東京消防庁消防長消防総監	関 口 和 重
川 崎 市 市 長	阿 部 孝 夫
千 葉 市 市 長	鶴 岡 啓 一
横 浜 市 市 長	中 田 宏 行
市 川 市 市 長	千 葉 光 行

## 神奈川県消防広域応援体制に係る航空機応援実施要領

### 1 目的

この航空機応援実施要領（以下「要領」という。）は、神奈川県下消防相互応援協定第2条第3号及び消防防災ヘリコプター出動等に係る協定第3条の規定に基づく、災害発生地の市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「航空機応援」という。）が円滑、かつ、迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

### 2 用語の定義

#### (1) 応援側市

ヘリを保有し、県の要請に基づきヘリの応援を行う横浜市及び川崎市をいう。

#### (2) 要請側市町村

災害等が発生し、又はその発生のおそれのある場合で、ヘリによる応援を必要とする市町村をいう。

### 3 対象とする災害

航空機応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

#### (1) 地震、風水害等の自然災害

#### (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

#### (3) 高層建築物の火災

#### (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故

#### (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

### 4 航空機応援の種別

航空機応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

#### (1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

#### (2) 火災出場

消火活動のための出場

#### (3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動含む。）

#### (4) 救急出場

救急患者搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

#### (5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の搬送のための出場

## 5 航空機応援の担当区域

応援側市の応援担当区域は、別表1のとおりとする。

ただし、災害発生地消防長が複数のヘリ出場を必要と認めた場合又は応援側市の航空機が出場できない場合は、この限りでない。

## 6 航空機応援の出場限定条件

航空機応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 出場時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、航空法（昭和27年7月15日法律第231号）の定めるところによる。

## 7 航空機応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、航空機応援を必要とみとめた場合は、様式1により次の事項を応援側市の応援担当区域に基づき、該当応援側市に連絡するとともに、神奈川県知事（以下「県知事」という。）へ要請するものとする。

ア 必要とする応援の種別及びその具体的内容

イ 応援活動に必要な資機材等

ウ 離発着可能な場所及び給油体制

エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法

オ 離発着場における資機材の準備状況

カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況

キ 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名

ク 気象の状況

ケ ヘリの誘導方法

コ その他必要な事項

- (2) 県知事は、応援担当区域に基づく、応援側市に航空機応援の出動要請を行う。

なお、災害発生地消防長が複数のヘリ出場を要請した場合又は応援担当区域の応援側市の航空機が出場できない場合は、応援担当区域外の応援側市と調整する。

- (3) 神奈川県の連絡先は、別表2のとおりとする。
- (4) 応援側市の消防本部連絡先は、別表3のとおりとする。
- (5) 要請事項は、電話、ファクシミリ等によって様式1により明確に連絡するとともに、後日、正式文書を送付するものとする。

## 8 航空機応援の決定の通知

応援側市の消防長は、前項の航空機応援の出動要請に基づいて、応援を行う

ことを決定した場合には、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

#### 9 航空機応援の中断

- (1) 応援側市の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市の消防長は、要請側市町村の消防長と協議して航空機応援を中断することができるものとする。
- (2) 航空機応援を中断する場合、応援側市の消防長は、県知事にその旨を報告するものとする。

#### 10 航空機応援の始期及び終期

- (1) 航空機応援は、(2)及び(3)に定める場合を除きヘリが航空機応援の命を受けたときに始まり、ヘリポートに帰投したときに終了するものとする。要請側市町村により航空機応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空機応援出場すべき命令があったときは、そのときから航空機応援が始まるものとする。
- (3) ヘリが、航空機応援に出動中に前項の規定の基づき、航空機応援が中断され、応援側市に復帰すべき命令があったときは、そのときをもって航空機応援は終了するものとする。

#### 11 航空機応援のための出場したヘリの指揮等

- (1) 航空機応援のための出場したヘリの指揮は、要請側市町村の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高責任者と緊密な連絡をとるものとする。

#### 12 活動結果の報告

応援側市は、応援活動終了後、神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書様式1により、県知事及び要請側市町村の消防長に活動結果を報告するものとする。

#### 13 航空機応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、航空機応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
  - ア 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等（様式2参照）

- イ 燃料の補給体制
- ウ 応援出場ヘリと要請側消防本部の通信連絡方法
- エ 離発着場への職員の派遣
- オ 応援に伴い生ずることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
- カ 空中消火剤、救急救助資機材、隊員等の補給体制
- キ その他必要と認める事項

(3) 前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場（様式2）の位置図等を応援側市へあらかじめ届出するものとする。

#### 14 応援側市の情報提供

応援側市の消防長は、新規にヘリを保有した場合若しくは更新した場合又は性能に、変更があった場合、その情報を様式3により県知事及び各消防長へ情報提供するものとする。

#### 15 航空機応援に要する経費の負担区分

航空機応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員（ヘリの運航に必要な、運航責任者、運航安全管理者及び運航管理要員を含む。）の出動手当、旅費、日当等経常経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に要する土地、建築、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市の重大な過失により発生した損害は、応援側市の負担とする。
- (3) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前3号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度要請側市町村の消防長と応援側市の消防長が協議し決定するものとする。

#### 16 ヘリ事故時の連絡

要請側市町村の消防長は、応援出場したヘリに関する次の事故を覚知したときは、県知事及び応援側市の消防長に速やかに連絡するものとする。

- (1) 人の死傷に伴う事故
- (2) 航空機の重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

別表 1

応援側市及び航空応援担当区域

応援側市	担 当 区 域 (市町村)
横浜市	川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町
川崎市	横浜市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町

※委託区域を含む。

別表 2

神奈川県 の 連絡先

要請先	区分	連絡、要請窓口の名称	電話番号	電話ファクシミリ
神奈川県	平日	消防保安課	045-210-3436	045-210-8829
	休日	指令情報室	045-210-3456	045-201-6409

別表 3

応援側市の消防本部連絡先

応援側市	連絡、要請窓口の名称	電話番号	電話ファクシミリ
横浜市	司令課	045-332-1351	045-331-5221
川崎市	指令課	044-223-2645	044-223-2654・2655

## 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書

### (趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人神奈川県建設業協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもの、同項第6号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するものうち災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に係るもの（障害物の除去）をいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

### (所要の手続き)

第3条 甲又は乙、丙若しくは丁は、住宅建設等の要請に当たっては、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、工事場所、工事内容、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前記文書を速やかに戊に提出しなければならない。

### (協 力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である建設業者（以下「業者」という。）のあっせんその他可能な限り、甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

### (住宅建設等)

第5条 戊のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設等を行うものとする。

### (費用の負担及び支払)

第6条 業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

2 前項の当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後検査をし、これを確認したときは、業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

### (連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人神奈川県建設業協会事業部とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、住宅建設等について、協力できる人員の状況を毎年4月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第10条 戊は、本協定に係る戊に加盟する会員の名簿を毎年4月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第12条 この協定を証するため、本書を5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ各1通を保有する。

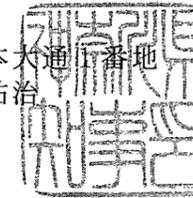
附 則

1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

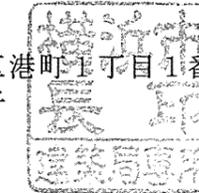
2 神奈川県知事と一般社団法人神奈川県建設業協会との間で締結した平成17年4月1日付け「災害時における応急仮設住宅建設等に関する協定書」は廃止する。

平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市長 福田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長 加山 俊夫



戊 神奈川県横浜市中区太田町2-22  
一般社団法人神奈川県建設業協会 会長 小俣



## 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

### (趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、神奈川県（以下「甲」という。）及び救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）が一般社団法人プレハブ建築協会（以下「丙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。  
2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

### (所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。  
2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって丙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は甲に、甲は丙に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。  
3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙のみである場合は、乙は前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接丙に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに丙に提出しなければならない。  
4 前項の場合、乙は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

### (協 力)

第4条 丙は、前条の要請があったときは、丙の会員である住宅建設業者（以下「丁」という。）のあっせんその他可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

### (住宅建設)

第5条 丙のあっせんを受けた丁は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

### (費用の負担及び支払い)

第6条 丁が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙が負担するものとする。  
2 前項の契約当事者である甲又は乙は、丁の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては一般社団法人プレハブ建築協会業務第一部とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙は甲の広域調整の下で、丙との連絡体制をとるものとする。

2 乙又は丙は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 丙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲及び乙に報告するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 丙は、この協定に係る丙の業務担当部員の名簿及び丙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成31年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙に係る規定については、乙を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

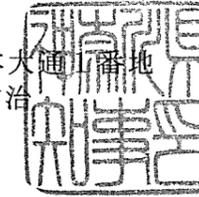
2 乙が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。

3 甲と丙との間で締結した平成17年4月1日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

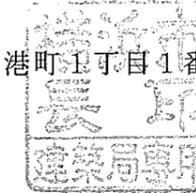
この協定の成立を証するため、本書3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市長 林 文子



丙 東京都千代田区神田小川町2丁目3番13号 M&Cビル5階  
一般社団法人プレハブ建築協会 会長 芳井 敬一



## 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書

### (趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び障害物の除去の実施（以下「住宅建設等」という。）に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもので木造のもの、同項第6号に規定する被災した住宅の応急修理、及び同項第10号に規定するもののうち災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に係るもの（障害物の除去）をいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

### (所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

2 乙、丙又は丁は、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設等を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

### (協 力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設等業者（以下「業者」という。）のあつせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

### (住宅建設等)

第5条 戊のあつせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設等を行うものとする。

### (費用の負担及び支払い)

第6条 業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設統括本部とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、住宅建設等について、協力できる建設能力等の状況を毎年4月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年4月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成31年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙、丙又は丁に係る規定については、乙、丙又は丁を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

2 乙、丙又は丁が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。

3 甲と戊との間で締結した平成27年6月1日付け「災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

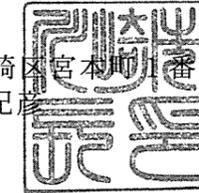
甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市長 福田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長 加山 俊夫



戊 東京都中央区八丁堀3-4-10 京橋北見ビル東館6階  
一般社団法人全国木造建設事業協会  
理事長 大野 年司



## 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

### (趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川支部（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するもので木造のものをいう。  
2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

### (所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。  
2 乙、丙又は丁は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。  
3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。  
4 前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

### (協 力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設業者（以下「業者」という。）のあつせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

### (住宅建設)

第5条 戊のあつせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

### (費用の負担及び支払い)

第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。  
2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川支部事務局とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年5月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年5月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成31年4月1日(以下「発効日」という。)から適用する。ただし、乙、丙又は丁に係る規定については、乙、丙又は丁を救助実施市とする指定が効力を発することとなる適用日から適用する。

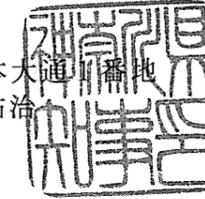
2 乙、丙又は丁が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。

3 甲と戊との間で締結した平成30年5月24日付け「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

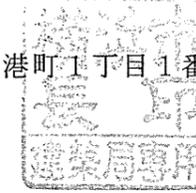
この協定の成立を証するため、本書5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

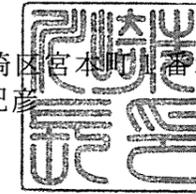
甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市長 福田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長 加山 俊夫



戊 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番1号 ナイスビル内  
一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川支部  
支部長 平田 恒一郎



## 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、神奈川県（以下「甲」という。）並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）及び相模原市（以下「丁」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「戊」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、建設し供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

### (所要の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

2 乙、丙又は丁は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。

3 神奈川県内において災害救助法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかのみである場合は、乙、丙又は丁は前項にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を速やかに戊に提出しなければならない。

4 前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設を要請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

### (協力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設業者（以下「業者」という。）のあつせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

### (住宅建設)

第5条 戊のあつせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

### (費用の負担及び支払い)

第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては建築局住宅部住宅政策課、丙においてはまちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては都市建設局まちづくり推進部建築・住まい政策課、戊においては事務局とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。

2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(報告)

第9条 戊は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年5月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年5月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は会員に異動があった場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和5年3月17日から適用する。

2 乙、丙又は丁が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定については、失効する。

この協定の成立を証するため、本書5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年3月17日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通 1

神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市長 山中 竹春



丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市長 福田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号

相模原市長 本村 賢太郎



戊 北海道札幌市清田区美しが丘 3 条 10 丁目 2 番 15 号

一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表理事 佐々木 信博



## 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）、並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）、及び相模原市（以下「丁」という。）と、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会（以下「戊」という。）は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）に、民間賃貸住宅を提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下同じ。）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

### （協力要請）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

### （協力）

第4条 戊は、前条の規定に基づく甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

### （甲、乙、丙及び丁の役割）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 借上型仮設住宅の借上げに関すること
- (3) 借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
- (4) 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
- (5) その他、関係者との調整に関すること

2 甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

### （戊の役割）

第6条 戊は、第4条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借上型仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- (2) 借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- (3) 借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- (4) 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関する事
- (5) その他、関係者との調整に関する事

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会事務局とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。

2 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

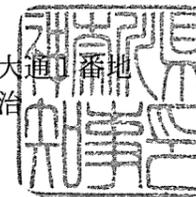
附則

1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

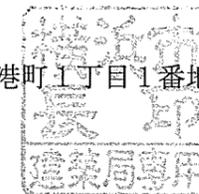
2 神奈川県知事と公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会との間で締結した平成17年11月17日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成22年8月23日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成31年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市長 福田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長 加山 俊夫



戊 神奈川県横浜市中区住吉町6番地  
公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 会長 坂本 久



## 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）、並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）、及び相模原市（以下「丁」という。）と、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部（以下「戊」という。）は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）に、民間賃貸住宅を提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下同じ。）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

### （協力要請）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

### （協力）

第4条 戊は、前条の規定に基づく甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

### （甲、乙、丙及び丁の役割）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 借上型仮設住宅の借上げに関すること
- (3) 借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
- (4) 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
- (5) その他、関係者との調整に関すること

2 甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

### （戊の役割）

第6条 戊は、第4条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借上型仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- (2) 借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- (3) 借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- (4) 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関する事
- (5) その他、関係者との調整に関する事

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部事務局とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。

2 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

附則

1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

2 神奈川県知事と公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部との間で締結した平成23年1月17日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成23年1月17日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成31年4月1日

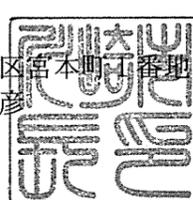
甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市長 福田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長 加山 俊夫



戊 神奈川県横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル6F  
公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部 本部長 秋山 始



## 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）、並びに救助実施市である横浜市（以下「乙」という。）、川崎市（以下「丙」という。）、及び相模原市（以下「丁」という。）と、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「戊」という。）は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者（以下単に「被災者」という。）に、民間賃貸住宅を提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下同じ。）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。

2 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

### （協力要請）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

### （協力）

第4条 戊は、前条の規定に基づく甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借上型仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

### （甲、乙、丙及び丁の役割）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- (2) 借上型仮設住宅の借上げに関すること
- (3) 借上型仮設住宅の入居者の入居許可及び退去に関すること
- (4) 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
- (5) その他、関係者との調整に関すること

2 甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託することができる。

### （戊の役割）

第6条 戊は、第4条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型仮設住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借上型仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- (2) 借上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関する事
- (3) 借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関する事
- (4) 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関する事
- (5) その他、関係者との調整に関する事

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては相模原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会事務局とする。

(連絡調整)

第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。

2 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、丙、丁及び戊が協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

附則

1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、丙又は丁においては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。

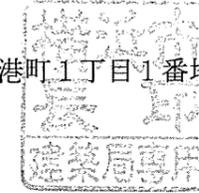
2 神奈川県知事と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会との間で締結した平成26年3月24日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する協定書」及び平成26年3月24日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成31年4月1日

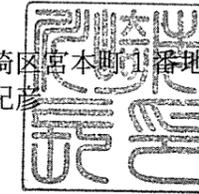
甲 神奈川県横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区港町1丁目1番地  
横浜市長 林 文子



丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市長 福田 紀彦



丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市長 加山 俊夫



戊 東京都千代田区大手町2-6-1朝日生命大手町ビル17階  
公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長 三好 修



# 神奈川県広域火葬計画

## 第1 総則

### 1 目的

この計画は、神奈川県地域防災計画及び神奈川県医療救護計画に定められた埋・火葬対策の円滑な実施及び遺体の適正な取扱いを確保するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定め、もって被災市町村における公衆衛生の確保及び遺族等の精神的安寧を図ることを目的とする。

### 2 定義

- (1) この計画において「災害等」とは、大規模災害、我が国に対する外部からの武力攻撃及び新型インフルエンザ等の感染症の大流行をいう。
- (2) この計画において「広域火葬」とは、災害等により被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、主に県内の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

### 3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、災害等により広域火葬が必要になった場合は、この計画に基づき広域火葬を実施するとともに遺体の取扱いに配慮するものとする。

### 4 災害時相互応援協定との関連性

この計画は、災害対策基本法（以下「法」という。）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき他の地方公共団体と締結した相互応援協定等と整合性を図り、これらとあいまって円滑な広域火葬の実施及び遺体の適正な取扱いに対応するものとする。

## 第2 事前対策計画

### 1 火葬場及び連絡担当部局等の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町村に情報提供するものとする。

- また、火葬場を設置する一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）に対しても、同様の扱いとする。
- (1) 県内及び近隣都県（関東地方知事会、関東甲信越静ブロック環境衛生主管課長会及び九都県市首脳会議を構成する都県をいう。以下同じ。）内の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の型式、使用燃料、周辺交通事情及びその他必要な事項
  - (2) 市町村及び近隣都県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

### 2 広域火葬等実施組織の整備

- (1) 市町村は、災害等発生時の遺体の取扱い体制、火葬実施体制、情報伝達等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 一部事務組合は、災害等発生時の火葬実施体制、情報伝達等について構成市町

- と協議し、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 民間の火葬場設置者にあつては、災害等発生時の火葬受入体制、情報伝達等の整備に努めるものとする。
  - (4) 県は、前記(1)から(3)までに關して必要な協力等を行うものとする。

### 3 資器材等の確保及び関係事業者との協定締結

市町村は、必要に応じて次の事項に係る措置を講じておくものとする。

- (1) 災害等発生時に使用する遺体安置所の確保、棺及び遺体保存剤（ドライアイス）の確保、作業要員の確保方法並びに火葬場までの搬送手段の確保方法及び搬送経路及びその他必要な事項
- (2) 感染性遺体を収納する際に必要とされる非透過性納体袋の確保、及び作業要員の感染を防止するための手袋、マスク等感染予防のための物品の確保方法
- (3) 災害等発生時における資器材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結
- (4) 遺体の搬送及び資器材の搬送に使用を予定している車両については、法第76条第1項に規定する緊急通行車両として、県公安委員会に事前に確認を受けておくものとする。

### 4 情報伝達手段等の整備

県は、市町村、火葬場設置者及び近隣都県間の広域火災の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手順、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

### 5 広域火葬の模擬計画及び訓練

- (1) 市町村及び火葬場設置者は災害等の種類及び規模、死亡者数及び所在、火葬場の被害状況、周辺交通事情等、複数の被害状況を想定し、各状況に応じた広域火葬の模擬計画の作成に努めるものとする。
- (2) 県は、必要に応じて次の事項を行うものとする。
  - ア 市町村等関係者に対する広域火葬計画の周知徹底
  - イ 被害想定に応じた広域火葬訓練の実施

## 第3 災害等発生時対応計画

### 1 広域火葬支援班の設置

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、広域火葬支援班を保健福祉局生活衛生部生活衛生課に設置（法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、同本部とする。）し、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

### 2 被災状況の把握

- (1) 火葬場を設置する市町及び一部事務組合（以下「火葬場設置市町等」という。）は、災害等発生後、速やかに火葬場の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。
- (2) 民間の火葬場設置者は、前記の報告を行うよう努めるものとする。
- (3) 被災市町村は、災害等発生後、速やかに区域内の死者数の把握を行い、県に報告するものとする。
- (4) 県は、前記(1)から(3)までの報告及び神奈川県災害情報管理システムにより被害状況を把握し、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

### 3 広域火葬の応援・協力の要請

- (1) 被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に対して広域火

- 葬の応援を要請するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの応援要請又は県自らの判断により、火葬場設置者及び必要に応じて近隣都県に対し、広域火葬の応援依頼を行うとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。
  - (3) 県は、県内の火葬場及び近隣都県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣都県以外の道府県（以下「他の道府県」という。）への応援要請を依頼するものとする。
  - (4) 県及び火葬場設置市町等は、県内又は近隣都県内で災害等が発生したときは、速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
  - (5) 県及び火葬場設置市町等は、厚生労働省より他の道府県への広域火葬の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。
  - (6) 民間の火葬場設置者は、前記（４）及び（５）と同様の対応に努めるものとする。

#### 4 火葬場の割振り及び調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣都県及び他の道府県の広域火葬の応援承諾状況を整理し、被災市町村ごとに火葬場の割振りを行い、これを被災市町村に通知するとともに、応援を承諾した火葬場設置者、近隣都県及び他の道府県に対し応援依頼の通知を行うものとする。
- (2) 被災市町村は、県の割振りに基づき、遺体安置所及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援を承諾した火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整するものとする。
- (3) 被災市町村は、災害等の規模、交通規制状況等の非常事態のため火葬場が限定されていること等を遺族に対して説明し、当該市町村が遺体を直接割り振られた火葬場に搬送することについて同意を得ることに努めるものとする。

#### 5 火葬要員の派遣要請及び受入

- (1) 火葬場設置者は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない場合は、県に対し火葬要員派遣の手配を要請するものとする。
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣都県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。
- (3) 県は、県内の火葬場及び近隣都県だけでは火葬要員の確保が困難であることが判明した場合は、厚生労働省にその旨を報告し、他の道府県等の応援を依頼するものとする。
- (4) 県及び火葬場設置市町等は、県内又は近隣都県内で災害等が発生したときは、火葬要員の応援依頼を踏まえ速やかに応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置市町等は、厚生労働省より他の道府県への火葬要員の応援要請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。
- (6) 民間の火葬場設置者は、前記（４）及び（５）と同様の対応に努めるものとする。

#### 6 遺体の取扱い

- (1) 死者に対する礼を失することなく、遺体の適切な取扱いをすることを念頭に行動する。
- (2) 被災市町村は、火葬の実施までに時間を要する場合には、遺体数に応じた十分な数の遺体安置所の確保、遺体の保存のために必要な物資の調達、作業要員の確保など、遺体の取扱いに係る必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 特に、感染性の遺体は、遺体保存剤（ドライアイス）とともに非透過性納体袋

- に納め、速やかな火葬について配慮するものとする。
- (4) 県は遺体の保存のために必要な物資の調達及び作業要員の確保について、被災市町村より要請があったときは、これに応ずるものとする。
- (5) 被災市町村は、遺体を取扱う場合は、別添「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」を実施基準として行うものとする。

## 7 遺体等の搬送手段の確保

被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資器材の搬入車両及び遺体を火葬場まで搬送する車両は、あらかじめ県公安委員会の確認を受けた緊急通行車両を用いるものとする。

なお、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、関係業者、自衛隊等の協力を県に要請するものとする。

## 8 相談窓口の設置

被災市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、広域火葬に係る情報提供を行うものとする。

## 9 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死病死等、災害等以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受付けるものとする。

## 10 火葬に係る特例的取扱い

- (1) 市町村及び火葬場設置者は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。
- (2) 県は、市町村等から前記(1)に係る協議があったときは、直ちに厚生労働省に照会し、その結果を市町村等に連絡するものとする。

## 11 火葬状況の報告

- (1) 被災市町村は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から搬入した広域火葬実績を災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。
- (2) 広域火葬を行った火葬場設置市町等(前記(1)の報告を行った市町を除く。)及び民間の火葬場設置者は、災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。
- (3) 県は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

## 12 引取り者のない焼骨の保管

被災市町村は、引取り者のない焼骨については遺骨保管所等に保管するものとする。

附則

この計画は、平成10年12月24日から適用する。

附則

この計画は、平成11年6月1日から適用する。

附則

この計画は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この計画は、平成17年 4月 1日から適用する。

附則

この計画は、平成24年 4月 1日から適用する。

附則

この計画は、平成28年 4月 1日から適用する。

附則

この計画は、平成29年 5月 1日から適用する。

附則

この計画は、令和 7年 2月27日から適用する。

多数遺体収容施設一覧表

令和7年4月1日現在

市 町 村 区	収 容 可 能 施 設 の 名 称	所 在 地	施設電話番号	
横 浜 市	鶴 見 区	鶴見スポーツセンター	鶴見区元宮 2-5-1	045-584-5671
		曹洞宗大本山總持寺(予備として指定)	鶴見区鶴見 2-1-1	045-581-6021
		鶴見区仏教会(代表)	鶴見区駒岡 3-31-18	045-571-1221
	神 奈 川 区	神奈川スポーツセンター	神奈川区三ツ沢上町 11-18	045-314-2662
	西 区	平沼記念体育館	神奈川区三ツ沢西町 3-1	045-311-6186
	中 区	中スポーツセンター	中区新山下 3-15-4	045-625-0300
	南 区	南スポーツセンター	南区大岡 1-14-1	045-743-6341
	港 南 区	港南スポーツセンター	港南区日野 1-2-30	045-841-1188
	保 土 ケ 谷 区	保土ヶ谷スポーツセンター	保土ヶ谷区神戸町 129-2	045-336-4633
	旭 区	旭スポーツセンター	旭区川島町 1983	045-371-6105
	磯 子 区	磯子スポーツセンター	磯子区杉田 5-32-25	045-771-8118
	金 沢 区	金沢スポーツセンター	金沢区長浜 106-8	045-785-3000
	港 北 区	港北スポーツセンター	港北区大豆戸町 518-1	045-544-2636
	緑 区	緑スポーツセンター	緑区中山1-29-7	045-932-0733
	青 葉 区	青葉スポーツセンター	青葉区市ヶ尾町 31-4	045-974-4225
	都 筑 区	都筑スポーツセンター	都筑区池辺町 2973-1	045-941-2997
戸 塚 区	戸塚スポーツセンター	戸塚区上倉田 477	045-862-2181	
栄 区	栄スポーツセンター	栄区桂町 279-29	045-894-9503	
泉 区	泉スポーツセンター	泉区西が岡 3-11	045-813-7461	
瀬 谷 区	瀬谷スポーツセンター	瀬谷区南台 2-4-65	045-302-3301	
川 崎 市	川 崎 区	川崎市スポーツ・文化総合センター	川崎区富士見 1-1-4	044-222-5211
	幸 区	幸スポーツセンター	幸区戸手本町 1-11-3	044-555-3011
		石川記念武道館	幸区下平間 357	044-544-0493
	中 原 区	とどろきアリーナ	中原区等々力 1-3	044-798-5000
	高 津 区	高津スポーツセンター	高津区二子 3-15-1	044-813-6531
		市立高津高等学校体育館	高津区久本 3-11-1	044-811-2555
	宮 前 区	宮前スポーツセンター	宮前区犬蔵 1-10-3	044-976-6350
多 摩 区	多摩スポーツセンター	多摩区菅北浦 4-12-5	044-946-6030	
麻 生 区	麻生スポーツセンター	麻生区上麻生 3-6-1	044-951-1234	
相 模 原 市	南 区	総合体育館	南区麻溝台 2284-1	042-748-1781
	緑 区	北総合体育館	緑区下九沢 2368-1	042-763-7711
		串川地域センター	緑区青山 1012	042-784-2604
		千木良公民館	緑区千木良 991-1	042-684-4349
横 須 賀 市	総合体育館(メインアリーナ)		横須賀市不入斗町 1-2	046-826-2800
	西体育館		横須賀市長坂 1-2-3	046-856-8199
	南体育館		横須賀市久里浜 6-14-1	046-835-0780
	北体育館		横須賀市夏島町 2	046-865-9333

市 町 村 区	収 容 可 能 施 設 の 名 称	所 在 地	施 設 電 話 番 号
平 塚 市	ひらつかアリーナ	平塚市中堂 246-1	0463-25-0011
	花水公民館（体育館）	平塚市桃浜町34-34	0463-31-3824
	神田公民館（体育館）	平塚市田村3-12-5	0463-55-0239
	金目公民館（体育館）	平塚市南金目966	0463-58-0101
	金田公民館（体育館）	平塚市入野108-1	0463-31-2136
	旭南公民館（体育館）	平塚市山下2-16-1	0463-31-2255
鎌 倉 市	鎌倉体育館	鎌倉市由比ガ浜 2-9-9	0467-24-3553
	大船体育館	鎌倉市台 3-2-5	0467-47-1862
藤 沢 市	奥田公園駐車場	藤沢市鶴沼東 5-3	0466-27-6191
	湘南台駅地下自動車駐車場	藤沢市湘南台1-43-13	0466-43-9253
	秋葉台文化体育館	藤沢市遠藤2000-1	0466-88-1111
小 田 原 市	小田原スポーツ会館	小田原市南町 1-1-40	0465-23-2465
	県立西湘高校	小田原市酒匂 1-3-1	0465-47-2171
	県立小田原城北工業高校	小田原市栢山 200	0465-36-0111
茅 ヶ 崎 市	茅ヶ崎市体育館	茅ヶ崎市十間坂 3-6-5	0467-82-7701
逗 子 市	逗子市立体育館	逗子市池子 1-11-1	046-870-1296
三 浦 市	三浦市勤労市民センター	三浦市天神町4-19	046-881-3766
秦 野 市	文化会館	秦野市平沢 82	0463-81-1211
厚 木 市	厚木市斎場	厚木市下古沢 548	046-281-8595
大 和 市	大和スポーツセンター体育会館第1体育室	大和市上草柳 1-1-1	046-261-6200
伊 勢 原 市	伊勢原市行政センター 体育館	伊勢原市田中 316-1	0463-94-4711
海 老 名 市	海老名運動公園総合体育館	海老名市中新田3291-19	046-235-7204
座 間 市	市民体育館	座間市相武台 1-47-1	046-255-0077
南 足 柄 市	北足柄地区活性化拠点施設（旧北足柄中学校）	南足柄市内山 2575	—
綾 瀬 市	市民スポーツセンター	綾瀬市深谷上 3-6-1	0467-76-9292
葉 山 町	被災状況に応じて小中学校体育館の中から指定		
寒 川 町	総合体育館メインアリーナ	寒川町宮山 275	0467-75-1005
大 磯 町	世代交流センター「岩田孝八記念室内競技場」	大磯町虫窪 7	0463-71-3650
	大磯町保健センター	大磯町東小磯 191	0463-61-4100
二 宮 町	災害状況に応じて選定する。		
中 井 町	農村環境改善センター	中井町比奈窪 56	0465-81-3907
大 井 町	生涯学習センター	大井町金子 1995	0465-83-5409
松 田 町	松田町体育館	松田町松田庶子1475	0465-83-6600
	寄中学校	松田町寄 2549	0465-89-2201
山 北 町	災害状況に応じて選定する。		
開 成 町	災害状況に応じて選定する。		
箱 根 町	森のふれあい館	箱根町箱根 381-4	0460-83-6006
	郷土資料館	箱根町湯本 266	0460-85-7111
真 鶴 町	真鶴聖苑	真鶴町真鶴 1916-1	0465-68-6481
湯 河 原 町	災害状況に応じて選定する。		
愛 川 町	愛川町農村環境改善センター	愛川町田代 1195	046-281-2829
	愛川聖苑	愛川町棚沢 941-1	046-285-9411
清 川 村	宮ヶ瀬地区住民センター	清川村宮ヶ瀬971-53	046-288-1242
	柿坂自治会館	清川村煤ヶ谷2938-1	—
	中根自治会館	清川村煤ヶ谷1985-1	046-288-1804
	八幡自治会館	清川村煤ヶ谷1785-1	046-288-2616
	金翅自治会館	清川村煤ヶ谷1104-54	046-288-1243
	舟沢自治会館	清川村煤ヶ谷19-1	046-288-1752

## 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(1)

神奈川県企業庁水道施設地震災害対策計画及び神奈川県企業庁水道施設風水害等災害対策計画の定めるところにより、災害時における応急給水及び復旧工事の協力について、神奈川県企業庁企業局長（以下「甲」という。）と神奈川県管工事業協同組合理事長（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時における応急給水及び被害を被った水道施設の復旧工事を円滑に実施することを目的とする。

### (協力要請)

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、乙に協力を要請し、乙はこれに協力するものとする。

2 甲は、乙に前項の協力を要請するときは、指示書又は電話等により必要な機材、工事内容、工事場所等を明示するものとし、乙はこれに基づき、神奈川県管工事業協同組合支部長に連絡し、当該支部の組合員に応急給水及び復旧工事を行わせるものとする。

3 乙は、各支部の作業が広域におよび支部をまたがる場合は各支部間の調整を行うものとする。

4 甲は、他事業体から災害時相互応援協定等により応援要請された場合は、乙と協議し応援派遣を要請できるものとする。

この場合、乙は、甲の要請に基づき各支部に応援派遣を指示するものとする。

### (契約)

第3条 応急復旧工事の実施契約は、後日、応急復旧工事を実施する水道営業所長と乙との間で締結するものとする。

2 甲が、乙に神奈川県外を含む給水区域外の応援派遣を委託する場合においては、甲と乙とで、派遣業務に係る契約を締結するものとする。

### (連絡窓口)

第4条 この協定に関する連絡窓口は、次のとおりとする。

甲 横浜市中区日本大通1  
神奈川県企業庁企業局事業計画部計画課  
電話 045-210-7252

乙 海老名市中央3-3-12  
神奈川県管工事業協同組合  
電話 046-292-3555

### (協定の適用期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間満了30日前までに、甲又は乙が何らかの意思表示を行わ

ないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議事項等)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義等が生じ若しくは内容を変更する必要があるときは、必要に応じて甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この協定の締結に伴い、平成14年4月1日づけで締結した、災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書は廃止する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

甲 横浜市中区日本大通1  
神奈川県企業庁  
企業局長 中島 英雄

乙 海老名市中央3-3-12  
神奈川県管工事業協同組合  
理事長 杉山 万茂

## 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(2)

神奈川県企業庁災害対策計画、神奈川県企業庁水道施設地震災害対策計画及び神奈川県企業庁水道施設風水害等対策計画の定めるところにより、災害時における応急給水及び復旧工事の協力について、神奈川県企業庁企業局長（以下「甲」という。）と藤沢市管工事業協同組合理事長（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における応急給水及び被害を被った水道施設の復旧工事を円滑に実施することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、乙に協力を要請し、乙はこれに協力するものとする。

2 甲は、乙に前項の協力を要請するときは、指示書又は電話等により必要な機材、工事内容、工事場所等を明示するものとし、乙はこれに基づき、組合員に応急給水及び復旧工事を行わせるものとする。

3 甲は、他事業体から災害時相互応援協定等により応援要請された場合は、乙と協議し応援派遣を要請できるものとする。

### （契約）

第3条 応急復旧工事の実施契約は、後日、応急復旧工事を実施する水道営業所長と乙との間で締結するものとする。

2 甲は、乙に神奈川県外を含む給水区域外の応援派遣を委託する場合には、甲と乙とで、派遣業務に係る契約を締結するものとする。

### （連絡窓口）

第4条 この協定に関する連絡窓口は、次のとおりとする。

甲 横浜市中区日本大通1  
神奈川県企業庁企業局水道部計画課  
電話 045-210-7252

乙 藤沢市鵜沼石上2-5-7  
藤沢市管工事業協同組合  
電話 0466-27-1611

(協定の適用期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了30日前までに、甲又は乙が何らかの意思表示を行わないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議事項等)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義等が生じ若しくは内容を変更する必要があるときは、必要に応じて甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

(適用)

1 この協定は、平成24年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

甲 横浜市中区日本大通1  
神奈川県企業庁  
企業局長 北 村 明

乙 藤沢市鵜沼石上2-5-7  
藤沢市管工事業協同組合  
理事長 相 原 厚 志

## 応急物資の取扱いに関する協定書

(以下「甲」という。)と神奈川県知事 (以下「乙」という。)  
は、災害時において災害救助法が発動された場合、甲が乙に直接売却する応急物  
資 ( ) の売買について次の条項を協定する。

第1条 甲は、乙から応急物資の買受け要請があった場合は、その数量等を協議  
し売買契約(以下「契約」という。)を締結のうえ現品を引渡すものとする。

第2条 前条における取引価格は、甲と乙が協議し決定するものとし、原則とし  
て災害発生直前の適正な価格を算出基礎とする。

第3条 売買代金の納付については、すみやかに行なうものとする。

第4条 甲は乙に毎年7月31日現在の物資の在庫量等を別紙様式により報告す  
るものとする。

第5条 この協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度、甲および乙が  
誠意ある協議を行なうものとする。

第6条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日からとし、甲、乙、何れかの  
申し出がない場合は、継続するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙、それぞれ1通を所持するもの  
とする。

年 月 日

甲 ○ ○ ○ ○

乙 神奈川県知事

## 九都県市災害時相互応援等に関する協定

制 定 平成22年4月1日  
一部改正 平成26年2月13日  
一部改正 令和2年9月30日

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「九都県市」という。）は、九都県市域内において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

(災害等の定義)

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) 不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
  - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
  - イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
  - ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及びあっせん
  - エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん
- (3) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (5) 救援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(連絡員の派遣)

第3条 災害が発生し、被災都県市からの連絡員の派遣の求めがあったとき、又は他の都県市が必要があると認めたときは、他の都県市は被災都県市に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

(応援調整都県市の設置)

第4条 九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

2 被災都県市と応援都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都県市を経由して行う。

(現地連絡本部の設置)

第5条 前条第1項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、現地連絡本部を設置することができる。

(応援の要請及び実施)

第6条 被災都県市からの応援の要請に基づき、他の都県市が応援するに当たって必要な事項は、別に実施細目により定める。

(応援の自主出動)

第7条 災害等の発生により、被災都県市との連絡に著しい支障が発生している場合で、第3条の規定による連絡員が収集した情報等から緊急に応援出動をすることが必要であると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。

2 前項に規定する自主的な判断に基づく出動(以下「自主出動」という。)をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。

3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災都県市に提供する。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として、第6条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定による連絡員の派遣に要した経費は、派遣を行った都県市が負担するものとする。

3 第7条第1項の規定による応援に要した経費及び前2項によりがたい場合の経費の負担については、九都県市で別途協議する。

(平常時からの取組)

第9条 九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

(1) 応援受入体制の整備

他の都縣市からの応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定める。

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(九都縣市域外への応援)

第10条 九都縣市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都縣市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。

2 前項に規定する応援の内容等については、第2条から第8条までの規定に準じて、被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都縣市が協議して定める。

(協定に関する協議)

第11条 この協定に関し必要な事項は、九都縣市防災・危機管理対策委員会において協議する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項は、九都縣市が協議して定める。

附 則

(実施期日)

この協定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年2月13日一部改正)

(実施期日)

この協定は、平成26年2月13日から実施する。

附 則 (令和2年9月30日一部改正)

(実施期日)

この協定は、令和2年9月30日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都縣市は記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月30日

埼玉県知事 大野元裕

千葉県知事 森田健作

東京都知事 小池百合子

神奈川県知事 黒岩祐治

横浜市長 林文子

川崎市長 福田紀彦

千葉市長 熊谷俊人

さいたま市長 清水勇人

相模原市長 本村賢太郎

## 「震災時等の相互応援に関する協定」

### (趣旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下「都県」という。）において、地震等による災害又は武力攻撃事態等若しくは緊急処理事態（以下「災害」という。）において、被災した都県（避難住民（都県以外からの避難住民を含む。）を受入れている都県を含む。以下「被災都県」という。）独自では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第3条第4項及び同法第172条第4項の規定並びに同法第32条第2項第6号及び同法第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災都県の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

### (連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

### (応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん
  - ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資
  - イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
  - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等
- (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
  - ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要な職員
  - イ ヘリコプターによる情報収集等
  - ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん
- (3) 施設又は業務の提供若しくはあっせん
  - ア 傷病者の受入れのための医療機関

- イ 被災者を一時収容するための施設
- ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- エ 仮設住宅用地
- オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(カバー都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県（以下「カバー都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

2 カバー都県は、被災都県を直接的・物的に支援するほか、被災都県を応援する都県の選定及び連絡調整並びに国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災都県を補完することを主な役割とする。

3 カバー都県以外で被災しなかった都県（以下「協力都県」という。）は、被災都県又はカバー都県からの要請に基づき、被災都県の応援に協力するものとする。

(幹事都県の役割)

第5条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事県（以下「幹事都県」という。）は、全国協定第3条第5項の規定に掲げる役割を担うものとする。

(幹事代理都県の設置)

第6条 幹事都県が被災等によりその事務を遂行できなくなった場合、幹事都県に代わって職務を代行する都県（以下「幹事代理都県」という。）を置く。

2 幹事代理都県は、別に定める順序に従い幹事都県が指名する。

(連絡員の派遣)

第7条 災害が発生し、被災都県から連絡員の派遣の求めがあったとき、又はカバー都県が必要があると認めたときは、カバー都県は、被災都県に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

2 カバー都県は、連絡員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資を携行するなど自律的活動に努めるものとする。

(応援要請の方法)

第8条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、カバー都県に対し口頭又は文書で要請を行い、応援する都県が決定した後に、応援することとなった都県に対し、文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第9条 カバー都県及び協力都県は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援出動をすることが必要と認められるときは、第7条の規定による連絡員が収集した情報等により自主的に応援活動に出動できるものとする。

- 2 カバー都県及び協力都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県及び他の都県に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 3 カバー都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、第7条第2項に準じて、自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第10条 都県は、災害時における他の都県からの連絡員、応援要員及び応援物資等を受け入れるための体制、施設及び場所等をあらかじめ定めておくものとする。

(応援経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

- 2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。)支弁するものとする。
- 3 第7条の規定による連絡員の派遣及び被災地における情報収集活動に要した経費は、カバー都県が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援し

た都県の間で協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第12条 この協定は、全国協定及び都県が個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第13条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第14条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民の保護に関する計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第15条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第16条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成20年2月6日から適用する。

2 平成16年2月24日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成25年7月31日から適用する。

2 平成20年2月6日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成**31**年**3**月**31**日から適用する。

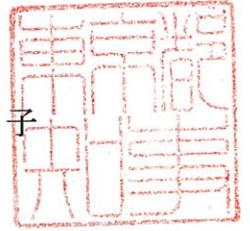
2 平成25年7月31日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成**31**年**3**月**31**日

東京都知事

小池百合子



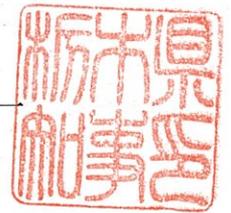
茨城県知事

大井川和彦



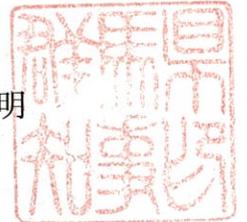
栃木県知事

福田富一



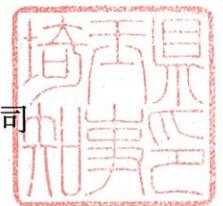
群馬県知事

大澤正明



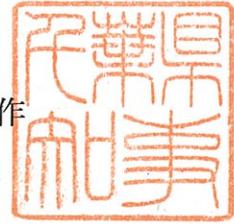
埼玉県知事

上田清司



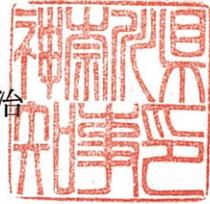
千葉県知事

森田 健作



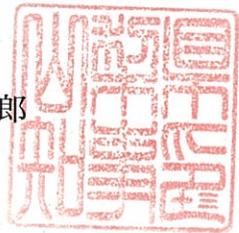
神奈川県知事

黒岩 祐治



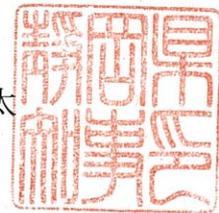
山梨県知事

長崎 幸太郎



静岡県知事

川勝 平太



長野県知事

阿部 守一





## 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

### (趣旨)

- 第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各地域のブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

### (都道府県の役割)

- 第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。
- 2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

### (ブロック幹事県の設置等)

- 第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代わって職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

#### （災害対策本部等の設置）

第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置することができる。

- 2 災害対策本部等の設置及び運営等は、全国知事会会長が別に定める。

#### （広域応援の実施）

第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。

- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する応援の要請を行うことができる。

#### （業務の代行）

第6条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、近畿ブロック知事会の幹事県が、前条の広域応援に関する業務を代行する。

- 2 前項の場合において、近畿ブロック知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、九州地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

- 3 前2項の規定による業務の代行が困難な場合は、災害等による被害の状況等を踏まえ、全国知事会会長が、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長及び副委員長の意見を聴いた上で、広域応援に関する業務を代行する都道府県を決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック別及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

- 2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

- 2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

- 2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する。

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和6年1月1日から適用する。

2 令和3年11月22日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和6年1月31日

全国知事会 会長  
宮城県知事 村井 嘉浩

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長  
神奈川県知事 黒岩 祐治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長  
静岡県知事 川勝 平太

北海道東北地方知事会 会長  
岩手県知事 達増 拓也

関東地方知事会 会長  
長野県知事 阿部 守一

中部圏知事会 会長  
愛知県知事 大村 秀章

近畿ブロック知事会 会長  
福井県知事 杉本 達治

中国地方知事会 会長  
島根県知事 丸 山 達 也

四国知事会 常任世話人  
高知県知事 濱 田 省 司

九州地方知事会 会長  
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 神奈川県災害対策支援本部要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)に基づく県内市町村間の相互応援等を調整するとともに、神奈川県以外の都道府県で大規模災害等が発生した場合に被災地を支援するために設置する「神奈川県災害対策支援本部」(以下「支援本部」という。)並びに地域における相互応援のための「地域調整本部」の組織及び運営について、必要な事項を定める。

### (設置及び廃止)

第2条 暮らし安全防災局を所管する副知事(以下「所管副知事」という。)は、次の場合に支援本部を設置する。

- (1) 神奈川県内において災害対策本部を設置するに至らない地震、津波、風水害又は大規模事故等(以下「県内災害等」という。)が発生し、県内市町村への支援及び県内市町村間の相互応援が必要と認められる場合。
- (2) 神奈川県内において災害対策本部を設置した災害等で、災害対策本部の設置継続の如何に関わらず、県内市町村への支援及び県内市町村間の相互応援や災害復旧活動の調整が必要と認められる場合。
- (3) 神奈川県以外の都道府県で震度6弱以上の地震が発生し、災害対策支援が必要と認められる場合。但し、九都県市を構成する地域にあつては当該震度を5強以上とする。
- (4) 神奈川県以外の都道府県で津波、風水害、大規模事故等が発生し、災害対策支援が必要と認められる場合。
- (5) その他、復旧・復興に向けて必要と認められる場合。

2 所管副知事は、県内災害等で災害対策本部が設置されたとき又は支援本部を存続させる必要がなくなったと認めるときは、支援本部を廃止する。

### (支援本部の所掌事項)

第3条 支援本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害情報の収集
- (2) 災害対策支援活動の準備、調整及び実施
- (3) 災害復旧活動の準備、調整及び実施
- (4) その他災害対策支援活動に必要な事項

### (支援本部の組織)

第4条 支援本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は所管副知事を、副本部長は暮らし安全防災局長をもって充てる。但し、関東地方知事会を構成する都県で震度6弱以上の地震が発生した場合又は知事が必要と判断した場合には、本部長は知事を、副本部長は所管副知事をもって充てる。

3 本部員は次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 公営企業管理者
- (2) 教育委員会教育長
- (3) 政策局長
- (4) 総務局長
- (5) 暮らし安全防災局長（但し、知事が本部長となった場合に限る。）
- (6) 国際文化観光局長
- (7) スポーツ局長
- (8) 環境農政局長
- (9) 福祉子どもみらい局長
- (10) 健康医療局長
- (11) 産業労働局長
- (12) 県土整備局長
- (13) 警察本部警備部長
- (14) その他本部長が指名した職員

4 本部長は、支援本部の事務を総括する。

5 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 支援本部の会議（以下「支援本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて召集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、議題に関係する特定の本部員による支援本部会議を開催することができる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、支援本部会議の構成員以外の者に対し、支援本部会議への出席を求めることができる。

(危機管理対策会議幹事会の活用)

第6条 支援本部の所掌事項に係る情報共有、支援策の検討等に当たっては、必要に応じ「神奈川県危機管理対策会議幹事会」を活用して協議、調整等を行うものとする。

(支援本部の事務局)

第7条 支援本部の事務局は、暮らし安全防災局とする。

(地域調整本部の設置及び廃止)

第8条 本部長は、次の各号に掲げる事由がある場合、被災市町村を所管区域とする地域県政総合センターに所管区域内の他の市町村との支援調整を行うため、地域調整本部を設置するものとする。

- (1) 被災市町村の災害対策本部長から応援の調整を求められたとき
- (2) 被災市町村の被害が甚大であることが明白なとき

(3) 広域災害時情報収集先遣隊を派遣し、その収集した情報等に基づき応援が必要と認めるとき

2 本部長は、現地災害対策本部が設置され第9条に規定する地域調整本部の所掌事項を引き継ぐことになったとき、又は支援の必要がなくなつたと判断した時は地域調整本部を廃止する。

(地域調整本部の組織等)

第9条 地域調整本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は地域危機管理官である地域県政総合センター所長を、副本部長は当該地域県政総合センター副所長を、本部員は当該地域県政総合センター部長をもって充てる。

3 本部長は、地域調整本部の事務を総括する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

5 地域調整本部の会議（以下「調整本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて召集し、これを主宰する。

6 本部長は、必要があると認めるときは、議題に関係する特定の本部員による調整本部会議を開催することができる。

7 本部長は、必要があると認めるときは、調整本部会議の構成員以外の者に対し、調整本部会議への出席を求めることができる。

8 調整本部の事務局は、当該地域県政総合センターの災害対応を所管する課とする。

(所管区域をまたがる相互応援)

第10条 本部長は、第2条第1項第1号又は第2号の場合で、かつ地域調整本部長から要請があつた場合には、支援調整の要請があつた地域調整本部に接する地域県政総合センターの全部又は一部に地域調整本部を設置するものとする。

2 支援調整の要請の内容により必要と判断した場合は、前項の規定に関わらず、それ以外の地域県政総合センターに地域調整本部を設置することができる。

(県内相互応援のための県職員の派遣)

第11条 第8条第1項又は第10条の規定により地域調整本部を設置した場合は、地域調整本部長は、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行うため、必要に応じて所管地域県政総合センターの職員を市町村連絡員として派遣することができる。

2 本部長は、地域調整本部長からの要請があつたときは、災害対策本部要綱第13条に規定する配備編成計画に基づき、必要に応じ市町村に職員を派遣することができる。

(県外地域に対する応援の調整)

第12条 本部長は、第2条第1項第3号又は第4号の場合で、必要と認められた場合は、地域県政総合センターを指定して地域調整本部を設置することができる。

(実施細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営その他に必要な事項は、本部長が別に定める。

2 第8条から第13条までに規定された地域調整本部等に関しては、この要綱に定めるほか、協定及び同実施細目の定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年1月17日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和元年11月15日から施行する。

生活必需物資の調達に関する協定書（例）

神奈川県知事                      （以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）との間に、災害発生に際し生活必需物資（以下「物資」という。）の確保を図るため、次のとおり協定する。

（県の要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 甲は乙に対して前項に定める要請を行う場合には、乙の物資の保有数量を勘案して、他の地方公共団体からの乙に対する要請につき、調整を図るものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項についてすみやかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲（産業労働局中小企業部商業流通課長）に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第3条 物資の範囲は、次のとおりとする。

（1）寝具類   （2）衣料   （3）炊事用具   （4）食器類   （5）日用品  
雑貨   （6）光熱材料   （7）その他甲が指定する物資

（調達要請の方法）

第4条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として文書によるものとする。

（物資の価格）

第5条 物資の引取価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資の引取）

第6条 物資の引渡し場所は、調整の上、甲が指定するものとし、原則として、甲の指定する者が当該場所において調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

(保有数量の報告)

第7条 乙は、毎年4月1日現在の保有数量を、甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第8条 調達の要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、双方とも連絡責任者を定め、連絡責任者に変更があるときは、双方速やかに報告するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行って決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、 年 月 日から有効とし、 年 月 日まで効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事

乙

## 生活必需物資(LPG)の調達に関する協定書

神奈川県知事(以下「甲」という。)と社団法人神奈川県プロパンガス協会長(以下「乙」という。)との間に、県内に地震、風水害その他による災害(以下「災害」という。)が発生した場合緊急用LPGの確保を図るため、次のとおり協定する。

(県の要請)

第1条 甲は、災害時におけるLPGの確保を図るため、必要があると認めたときは、乙に対しLPGの調達を要請するものとする。

2 前項の規定により要請を行うときは、原則として文書によるものとする。

(要請事項の措置)

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、協会員が現有するLPGを要請事項に応じすみやかに適切な供給ができるよう措置するとともにその措置事項を甲に連絡するものとする。

(物資の価格)

第3条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(現有数量の報告)

第4条 乙は毎年4月1日現在のLPGの現有数量を甲に報告するものとする。

(協議事項)

第5条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は昭和50年12月4日から有効とし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

昭和50年12月4日

甲 横浜市中区日本大通1番地  
神奈川県知事 長洲一二

乙 横浜市中区北仲通3丁目33番地  
社団法人 神奈川県プロパンガス協会  
会 長 井 上 明

## 災害時における県民生活の安定に関する基本協定書

神奈川県（以下「甲」という。）及び神奈川県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、先の阪神・淡路大震災に鑑み、自発的な生活協同組織である消費生活協同組合（以下「生協」という。）が災害時において県民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり基本協定を締結する。

### （目的）

第1条 この基本協定は、災害時において被災者に対する救援活動等を支援するため、応急生活物資の調達及び安定供給、医療・保健活動、ボランティア活動への支援、物価等の生活情報の収集・提供活動等を円滑に行い、もって県民生活の安定に寄与することを目的とする。

### （応急生活物資の確保）

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて乙に加盟する生協（以下「会員生協」という。）に対して必要な指導を行うものとする。

2 甲は、会員生協が市町村と災害時の応急生活物資の調達及び安定供給に関する協定等の個別協定を締結する場合に必要な協力を行い、乙は会員生協に対して同協定の締結を指導するものとする。

3 甲は、災害時に県内市町村からの要請に応えるため、会員生協と応急生活物資の調達及び安定供給に関する協定を締結することができるものとする。

### （医療・保健活動の確保）

第3条 災害時の救急医療活動その他の医療・保健活動を円滑に行うため、甲は医療関係機関との連携のもとに、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて会員生協に対して必要な指導を行うものとする。

### （ボランティア活動への支援）

第4条 乙は、災害時に会員生協の組合員が参加する市民ボランティア活動を支援するものとし、甲は乙の支援活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

### （情報の収集・提供）

第5条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

### （防災意識の向上）

第6条 乙は、会員生協の活動を通じて、日常的に応急生活物資の備蓄の励行等組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(その他必要な支援)

第7条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、神奈川県以外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、生協間相互支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(災害時の協力事項の発動)

第9条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(法令の遵守)

第10条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(連絡会議の設置)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれその1通を保有するものとする。平成7年4月18日

甲 横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 長 洲 一 二

乙 横浜市港北区新横浜2-6-23  
神奈川県生活協同組合連合会  
会長理事 山 岸 正 幸

## 県土整備局職員の行動マニュアル

### 1 マニュアルの目的と使い方

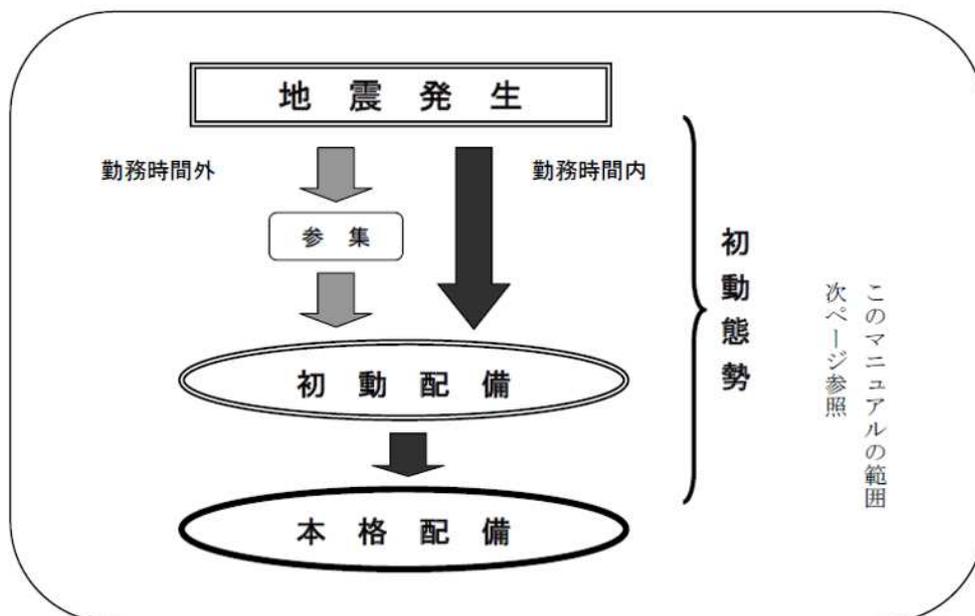
#### (1) マニュアルの目的

このマニュアルは、神奈川県内で震度5弱以上の地震が発生した場合に、県土整備局の職員が勤務時間内外にかかわらず、出来るだけ速やかに初動態勢を確立し、的確な対応をとるため、「地震の直後1～2日程度の間初動態勢の確立方法やとるべき措置」について解説したものである。

#### (2) マニュアルの使い方

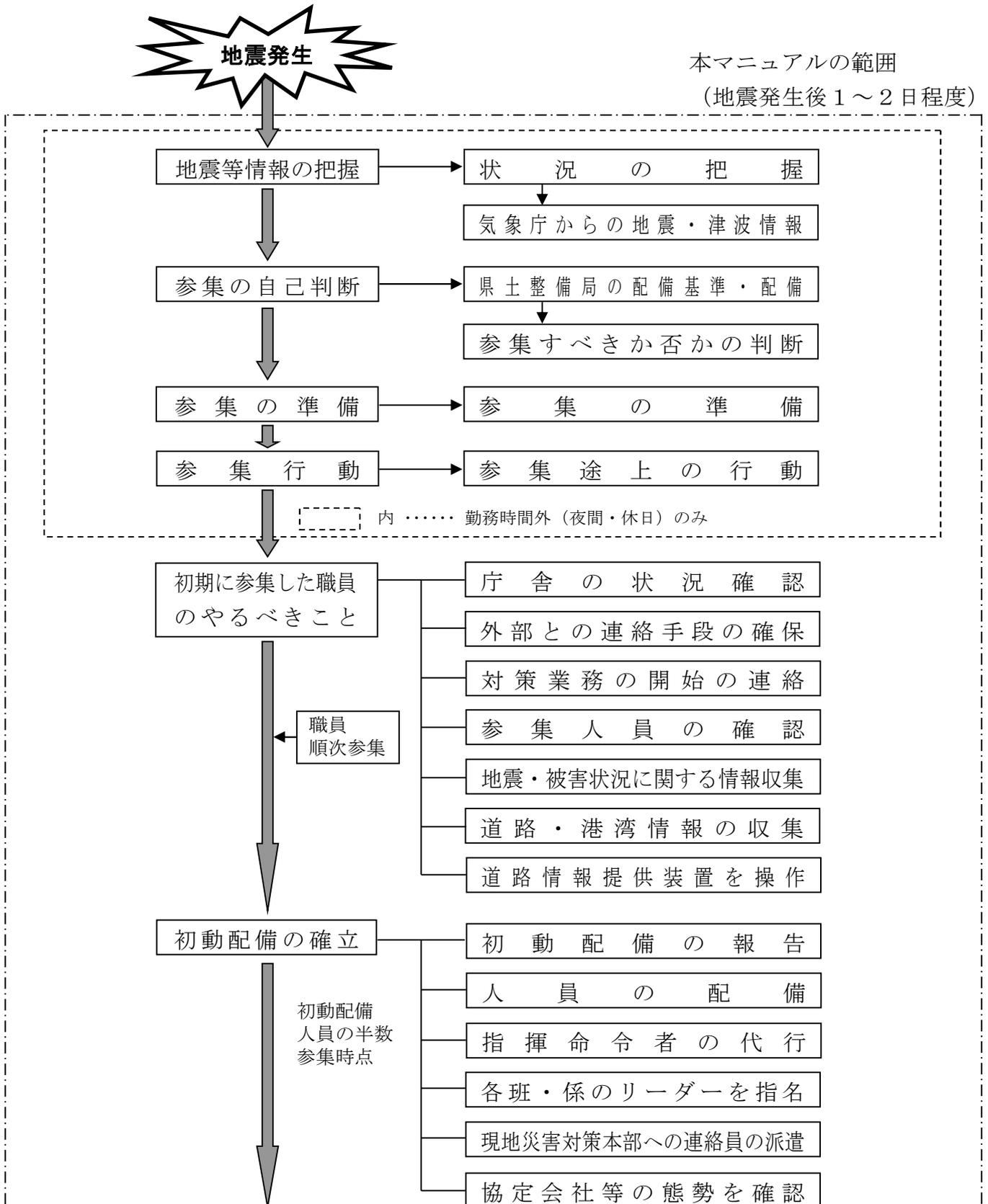
- ア 職員は、このマニュアルを常時身近に置き、内容を理解しておくこと。
- イ 職員は、自分の参集先、参集ルートなど必要な事項を参集カードに記入すること。また、自宅から参集所属までの参集ルートマップを作成し、このマニュアル(案)の所定の袋に入れておくこと。勤務先、住所等が変更となった場合は必ずこれらの事項を修正し、所属長にコピーを提出すること。
- ウ このマニュアルの内容は、災害時の業務協定を締結している建設会社およびその職員にも理解してもらうこと。
- エ 地震が起こった場合には、このマニュアルを参考にして行動すること。但し、大規模な地震では、マニュアルには記載されていない予測不可能な事態も発生するので、状況をしっかり把握し柔軟な対応をとることが必要である。

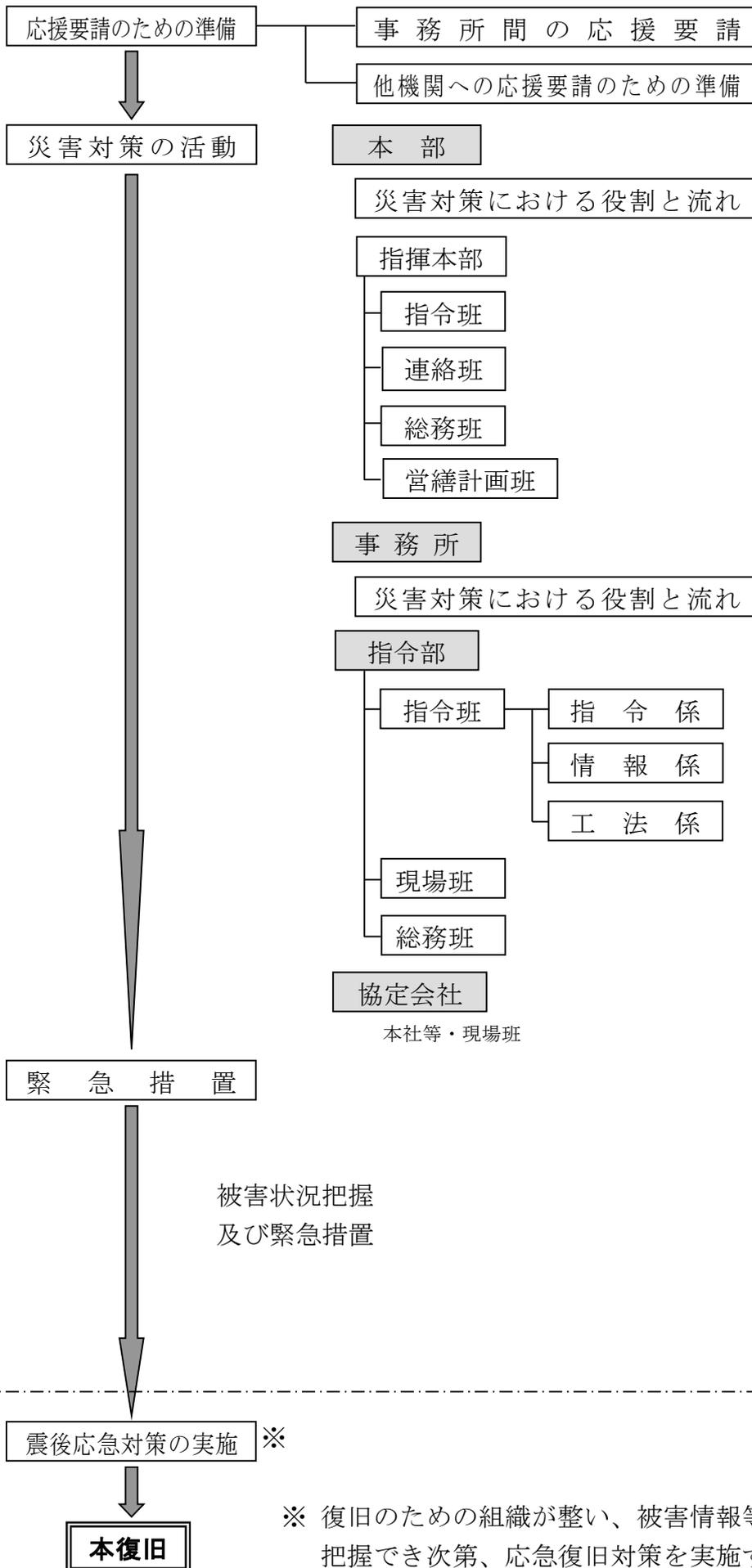
### 地震発生



## 2 震後対策の流れとマニュアルの範囲

- ア 県内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、以下のような流れで対策を行う。
- イ このマニュアルは、地震発生から初動配備における対応までを範囲とする。





※ 復旧のための組織が整い、被害情報等の全容が把握でき次第、応急復旧対策を実施する。

## 各地区建設業団体等との地震・風水害・その他の 災害応急工事に関する業務協定

〇〇〇〇事務所長（以下「甲」という。）と〇〇建設業協会会長（以下「乙」という。）は、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生する恐れがある場合の防止、災害が発生した場合の二次災害の防止及び復旧に係る工事（以下「災害応急工事等」という。）の施行に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する公共土木施設及び県土整備局の他の事務所長等が管理する公共施設の機能の確保及び回復のため、災害応急工事等を実施することを目的とする。

（出動協力要請及び支援要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急工事等を実施する必要があると認めるときは、乙に出動を要請する。

2 甲は、前条の目的を達成するため、乙のみの出動で災害応急工事等が完了しない事態であると判断したときは、他の事務所長等に対し支援を要請することができる。

3 甲は、他の事務所長等から支援要請があったときは、乙に対して出動を要請することができる。

4 甲は、前2項の要請をするときは、支援要請の内容について乙と協議する。

（災害応急工事等施工者）

第3条 乙は、災害応急工事等を円滑に施工するため、〇〇建設業協会に加入する建設業者（以下「施工業者」という。）の工事施工区間又は区域をあらかじめ定めなければならない。ただし、災害の状況その他により止むを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができる。

2 乙は、他の管内から支援出動する施工業者（以下「支援施工業者」という。）の工事施工区間又は区域を決定し、支援施工業者に対して指示することができる。ただし、災害の状況その他により止むを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができる。

3 乙は、前2項の工事施工区間又は区域を決定又は変更したときには甲に通知する。

（要請手続）

第4条 第2条第1項及び第3項の要請を行う場合の要請手続は、次の区分に従い行う。ただし、第2号については、同条第3項の要請を行う場合には適用しない。

(1) 連絡可能な場合の要請

通常の方法が可能な場合は、電話等により、乙に出動を要請し、あわせて災害の場所、被害状況、工事内容等について連絡する。

(2) 連絡不可能な場合の要請

災害により電話等が途絶し、連絡が不可能な場合は、甲の要請がなくても、乙の判断により応急復旧が必要かつ可能であると認めるときは、第2条に定める甲の要請があったものとみなし、施工業者に災害応急工事等を施工させる。

（協力活動）

第5条 施工業者は、災害発生時には甲による乙への現地調査の要請の如何にかかわらず、自主的にパトロールを実施し、被害状況等について甲に連絡する。

2 災害応急工事等を実施する施工業者及び支援施工業者（以下「施工業者等」という。）は、現地に派遣された神奈川県県土整備局職員（以下「職員」という。）の指示に従い、工事を実施する。

3 災害応急工事等の現地に職員が派遣されていないときは、施工業者等は、第1条の趣旨に基づき工事を実施する。

(着工報告)

第6条 乙は、施工業者等が災害応急工事等に着手したときは、その状況を速やかに、様式1により甲（及び神奈川県建設業協会等本部）に報告する。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって報告し、事後様式1を提出する。

(費用の立替)

第7条 第5条の活動に要した費用は、施工業者等が一時立替えるものとする。

(精算単価)

第8条 前条により施工業者等が一時立替えた費用の精算単価は、災害発生時の神奈川県積算基準等による。

(費用の請求)

第9条 甲は、第7条により施工業者等が一時立替えた費用について、様式2による請求に基づき、協議の上支払う。

(災害補償)

第10条 第2条の規定に基づき災害応急工事等活動に従事した者が、死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合における本人またはその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときには、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年神奈川県条例第51条）、河川法（昭和39年法律第167号）第22条、水防法（昭和24年法律第193号）第45条の定めるところのいずれかによる。

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなし、以降の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

(施行期日)

第13条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。この協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は各1通を保有する。

平成 年 月 日

神奈川県〇〇〇〇事務所長                    〇〇〇〇                    印

〇〇建設業協会会長                    〇〇〇〇                    印

別紙様式 1

地震災害応急復旧工事着工報告書

路線名等	工事箇所 (目標)	着工月日	完成予定月日	工事概要	見込工事費	施工業者		被害の状況	備考
						社名	責任者		
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						

別紙様式 2

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">請 求 書</p> <p style="margin: 5px 0;">下記の災害応急工事にかかる費用を、次のとおり請求します。</p> <p style="margin: 0;">平成    年    月    日</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>〇〇建設株式会社</p> <p>取締役社長    〇〇〇〇    印</p> <p style="margin-left: 100px;">殿</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>1 請求金額      金                      円</p> <p>2 応急復旧工事施工箇所</p> <p>3 支弁費用の明細</p> <p style="margin-left: 20px;">支弁費用の明細は別紙のとおり</p> </div>	
--	--

## 地震等の災害応急活動に関する協定書

神奈川県知事（以下「甲」という。）と（一社）神奈川県建設業協会会長（以下「乙」という。）とは、地震等により大規模な災害が発生した場合の応急復旧工事に係る活動（以下「災害応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震等により大規模な災害が発生した場合に、甲が管理する県土整備局所管の公共施設の機能の確保及び回復のために、甲が必要と認める災害応急活動について、甲と乙が協力し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、乙の協力が必要と認めるときには、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲の要請があった場合、甲に協力する。

3 甲は、乙が災害応急活動を実施するために必要な情報を提供する。

4 甲の協力要請には、別表に掲げる者の要請も含むものとする。

5 甲は、乙に協力要請をするにあたり、災害応急活動の緊急性及び協力活動の内容等を勘案して、乙の会員の中から災害応急活動を行う者を指定することができる。

6 甲が乙に連絡することが不可能な場合は、甲は、乙の会員に直接協力要請を行うことができるものとし、連絡が可能となり次第甲は乙にその旨を速やかに報告する。

### （活動の内容）

第3条 乙は、前条の甲の要請により次の活動を行う。

(1) 現地調査を実施し、被害の状況等を甲に報告する。

(2) 災害応急活動に必要な建設機材及び資材の確保をする。

(3) 応急復旧工事を行う。

2 前項各号の活動は、神奈川県県土整備局職員（以下「職員」という。）の指示に従い、これを行う。ただし、災害応急活動の現地に職員がいない場合は、第1条の趣旨に基づき活動を実施する。

### （要請手続き）

第4条 第2条の要請は、乙あての文書による。

2 前項によりがたい場合は、口頭で要請できるものとし、要請後速やかに甲は乙に文書で通知する。

### （活動の報告）

第5条 乙は、第3条第1項の活動を行った場合には、速やかに甲に報告し、災害応急活動を終了した後に報告書を甲に提出しなければならない。

### （費用の請求）

第6条 乙は、第3条第1項の活動に要した費用を前条の報告書を提出する際に、甲に請求する。

### （費用の負担）

第7条 甲は、乙から前条の請求があった場合には、神奈川県の基準単価等による規定等に基づき、金額を確定し、速やかに神奈川県財務規則（昭和29年規則第5号）の定めるところにより支払いをする。

(読替規定)

第8条 第2条第4項の規定を適用する場合には、同条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第7条中「甲」は、「別表に掲げる者」と読み替えるものとする。

(災害補償)

第9条 第2条の規定に基づき災害応急活動に従事した者が、死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合における本人またはその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年神奈川県条例第51号）、河川法（昭和39年法律第167号）第22条及び水防法（昭和24年法律第193号）第45条の定めるところのいずれかによる。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。  
2 この協定の有効期間が満了する30日前までに、甲、乙の一方又は双方から文書によって協定を更新しない旨の通知がないときは、前項の定めにかかわらず、この協定の有効期間は、なお引き続き1年間更新したものとみなし以降もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市中区太田町22-2  
一般社団法人 神奈川県建設業協会会長  
小俣 務

別 表

横須賀土木事務所長  
平塚土木事務所長  
藤沢土木事務所長  
厚木土木事務所長  
厚木土木事務所東部センター所長  
厚木土木事務所津久井治水センター所長  
県西土木事務所長  
県西土木事務所長小田原土木センター所長  
横浜川崎治水事務所長  
横浜川崎治水事務所長川崎治水センター所長  
流域下水道整備事務所長  
住宅営繕事務所長

## 建設資機材等の調達に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と神鉄連協同組合（以下「乙」という。）は、昭和56年3月2日付で取り交わし、平成11年6月1日付けで変更した「建設資機材等の調達に関する協定書」を次のとおり変更する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路河川等の公共土木施設が地震等により災害を受けたとき、その機能回復のため復旧用資機材等を乙より確保することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、必要と認めたときは、乙に対して資機材等の調達を要請する。

2 乙に対して資機材等の調達を要請する甲は、別表1に掲げる甲の事務委任を受けたものも含むものとする。

### （資機材等の範囲）

第3条 資機材等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 条鋼（H形鋼、棒鋼、形鋼等）
- (2) 鋼板（厚鋼板、稿鋼板等）
- (3) 鋼管
- (4) 道路土木製品（シートパイル、ガードレール等）
- (5) 鉄鋼二次製品（亜鉛鉄板、丸釘、線材等）
- (6) 同加工品及び災害時の復旧に必要な鉄鋼製品

### （調達要請の方法）

第4条 前条に掲げる資機材の調達要請は、原則として乙あての文書によるものとする。

2 地震災害等により、文書による甲の調達要請が困難な場合は、口頭で要請できるものとし、要請後すみやかに、甲は乙に文書を提出するものとする。

### （資機材等の価格）

第5条 資機材等の取引価格は甲乙協議に基づく適正な価格とする。

2 メーカーに、緊急出荷を要請する場合は、甲乙協力するものとする。

### （資機材等の受渡）

第6条 資機材等の引渡場所は、甲が指定するものとし甲は、当該場所へ職員を派遣し、資機材等を確認のうえ、これを引取るものとする。

### （保有数量の報告）

第7条 乙は、毎年4月1日及び10月1日現在の資機材等の保有数量を別に指定する「建設資機材等保有数量表」により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第8条 甲は、受領した資機材等の費用を乙の請求により乙に支払うものとする。

(組合員の変更届)

第9条 乙は、構成員である組合員の変更が生じた場合は、遅滞なく甲に届出するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義を生じた場合は、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成27年4月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通り1

神奈川県知事

黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市鶴見区朝日町一丁目31番地  
土井鋼材株式会社内

神鉄連協同組合理事長

菰下 淑子

別 表

横須賀土木事務所長  
平塚土木事務所長  
藤沢土木事務所長  
厚木土木事務所長  
厚木土木事務所東部センター所長  
厚木土木事務所津久井治水センター所長  
県西土木事務所長  
県西土木事務所小田原土木センター所長  
横浜川崎治水事務所長  
横浜川崎治水事務所川崎治水センター所長  
流域下水道整備事務所長

## 地震災害応急復旧用仮設橋に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と(社)日本橋梁建設協会（以下「乙」という。）とは、地震等災害発生時における応急復旧用仮設橋（以下「仮設橋」という。）の確保に関して次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の管理する橋梁等に地震等により災害が発生したときは、甲と乙とが協力して、速やかに仮設橋を確保することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、仮設橋を確保する必要があると認めたときは、乙に協力を要請するものとする。  
2 乙は、前項の要請があったときは、仮設橋の確保について甲に協力するものとする。

(調達要請の方法)

第3条 甲は、前条に掲げる仮設橋の調達要請を乙に行うときは、原則として文書によるものとする。

(仮設橋製作協会員)

第4条 乙は、乙の協会員の中から仮設橋製作に協力する協会員（以下「協力会員」という。）の名簿と仮設橋の形式図書を、協定後速やかに甲に提出するものとする。

(請負契約)

第5条 甲は、仮設橋を必要とすると認めたときは、乙の推薦に基き協力会員を指定する。  
2 前項の規定により指定された協力会員は、仮設橋の設置工事を実施するときは、甲と速やかに工事請負契約を締結するものとする。

(保有数量の報告)

第6条 乙は、甲が定める「仮設橋保有数量調書」により、毎年10月1日現在の仮設橋の保有数量を甲に報告するものとする。

(協力会員の変更届)

第7条 乙は、協力会員に変更が生じたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年とする。ただし、期間満了の日から30日前までに、甲乙は乙がこの協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。  
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

昭和63年10月1日

甲 横浜市中区日本大通1  
神奈川県知事 長 洲 一 二  
乙 東京都中央区銀座2丁目2番18号  
鉄骨橋梁会館内  
(社)日本橋梁建設協会  
会 長 岸 本 實